

# 徳島県海岸漂着物対策推進地域計画

令和3年3月

徳 島 県

# 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第 1 計画の基本的事項.....                 | 1  |
| 1 計画策定の背景.....                    | 1  |
| 2 計画の位置づけ.....                    | 3  |
| 3 計画の変更.....                      | 3  |
| 第 2 本県の海岸特性.....                  | 4  |
| 1 自然的特性.....                      | 4  |
| 2 社会的特性.....                      | 11 |
| 第 3 海岸漂着物等の現状と課題.....             | 17 |
| 1 海岸漂着物等の現状.....                  | 17 |
| 2 海岸漂着物対策の現状と課題.....              | 21 |
| 3 関係者の役割分担と連携の確保に関する課題.....       | 24 |
| 第 4 海岸漂着物対策の基本方針.....             | 25 |
| 1 基本方針.....                       | 25 |
| 2 海岸漂着物対策の重点項目.....               | 25 |
| 第 5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）..... | 26 |
| 1 重点区域の設定.....                    | 26 |
| 2 重点区域の選定基準.....                  | 27 |
| 3 重点区域として選定する海岸.....              | 28 |
| 第 6 海岸漂着物対策の内容.....               | 32 |
| 1 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進.....        | 32 |
| 2 海岸漂着物等の発生抑制.....                | 36 |
| 3 環境学習・教育，消費者教育，普及啓発.....         | 40 |
| 第 7 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項.....     | 41 |
| 1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力.....        | 41 |
| 2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担.....        | 41 |
| 第 8 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項.....   | 44 |
| 1 モニタリングの実施.....                  | 44 |
| 2 災害等の緊急時における対応.....              | 44 |

## 第1 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景

本県の海岸は、良好な景観を有するものが数多く、多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場ともなっている。また、漁業活動における水産物供給の源泉であるとともに、港湾施設の設置により、海上交通が行われるなど、人々の生活に密着した重要な役割も果たしている。

しかしながら、現状では、本県をはじめ国内の多数の海岸に海岸漂着物<sup>\*1</sup>が押し寄せ、海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。

さらに、近年では、海洋プラスチックごみ<sup>\*2</sup>やマイクロプラスチック<sup>\*3</sup>による深刻な海洋汚染も懸念されており、地球規模の課題となっている。

#### (1) 国際社会の動向

##### ア SDGs(持続可能な開発目標)

2015年(平成27年)9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGs(17のゴール、169のターゲット)では、目標14に「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。」と掲げられており、ターゲット14.1に「2025年(令和7年)までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減すること」が設定されている。

この目標達成には、海岸漂着物等の発生抑制のために、生産・消費行動における対策(ターゲット12.5「2030年(令和12年)までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」)や、これらの対策を推進するために多様な主体の連携、協力(ターゲット17.17「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」)の推進が必要となる。

##### イ G20

G20ハンプブルグサミット(2017年(平成29年)7月)において、「海洋ごみに対するG20行動計画」が合意され、G20大阪サミット(2019年(令和元年)6月)では、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が各国首脳間で共有された。

<sup>\*1</sup> 海岸漂着物：海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。

<sup>\*2</sup> 海洋プラスチックごみ：使用済みのビニール袋やペットボトルなどのプラスチックごみが、ポイ捨てや適切な処理をされないことで風や雨などにより河川を通じて海に流れ込んだもの。

<sup>\*3</sup> マイクロプラスチック：5mm以下の微細なプラスチック類をいう。含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

## (2) 日本の取組

### ア 海岸漂着物処理推進法及び基本方針の改正

2009年(平成21年)7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等<sup>\*4</sup>の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下、「海岸漂着物処理推進法」という。)を制定し、2018年(平成30年)6月には、漂流ごみ等<sup>\*5</sup>の円滑な処理、マイクロプラスチック対策等を盛り込んだ海岸漂着物処理推進法の改正が行われた。また、2019年(令和元年)5月、同法に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)も改正された。

### イ プラスチック資源循環戦略の策定(2019年(令和元年)5月)

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定された。

この戦略の一環として、2020年(令和2年)7月には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の関係省令で、レジ袋有料化を義務づけ、消費者のライフスタイルの変革を促している。

### ウ 海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定(2019年(令和元年)5月)

プラスチックの有効利用を前提としつつ、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、プラスチックごみの回収・適正処理や不法投棄防止、海岸漂着物等の回収、イノベーションによる代替素材(海洋生分解性プラスチック等)の開発等を推進する「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。

## (3) 徳島県の取組

県では、2009年(平成21年)度から2011年(平成23年)度の間、地域グリーンニューディール基金を活用し、主要な海岸における海岸漂着物等の現況調査、回収撤去及び適正処理・資源化に取り組んだ。

また、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための指針として、2012年(平成24年)3月に「とくしま海岸漂着物対策取組方針」を策定し県内海岸の良好な景観や環境の保全を推進してきたが、国内外の情勢を踏まえ、これまでの取組の充実や新たな課題への対応を図るため、本計画を策定する。

<sup>\*4</sup> 海岸漂着物等：海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。

<sup>\*5</sup> 漂流ごみ等：沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、海岸漂着物処理推進法第 14 条第 1 項の規定に基づき、徳島県が作成する地域計画である。

計画の推進に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、海岸法、循環型社会形成推進基本法等の関連法令に基づく施策及び徳島県環境基本計画、徳島県廃棄物処理計画等の関連計画と整合を図るものとする。

## 3 計画の変更

県は、海岸や社会情勢の変化に応じて地域計画の変更の必要性が生じた場合は、速やかに、協議会で協議し、地域計画の変更を行う。

## 第2 本県の海岸特性

### 1 自然的特性

#### (1) 海岸部における地形的特徴等

本県は四国の東端に位置し、面積は約4,145km<sup>2</sup>であり、北は瀬戸内海から紀伊水道、南は太平洋に面している。海岸の延長は約392,562mであり、蒲生田岬から北部は侵食性の砂浜海岸、南部は直接海に迫る岩石海岸が多く、著しく対照的な海岸となっている。また、これらの海岸は北側から順に、鳴門市碁の浦から孫崎までを讃岐阿波沿岸、孫崎から蒲生田岬までを紀伊水道西沿岸、蒲生田岬から海陽町金目までを海部灘沿岸と3つの沿岸名に分かれている。

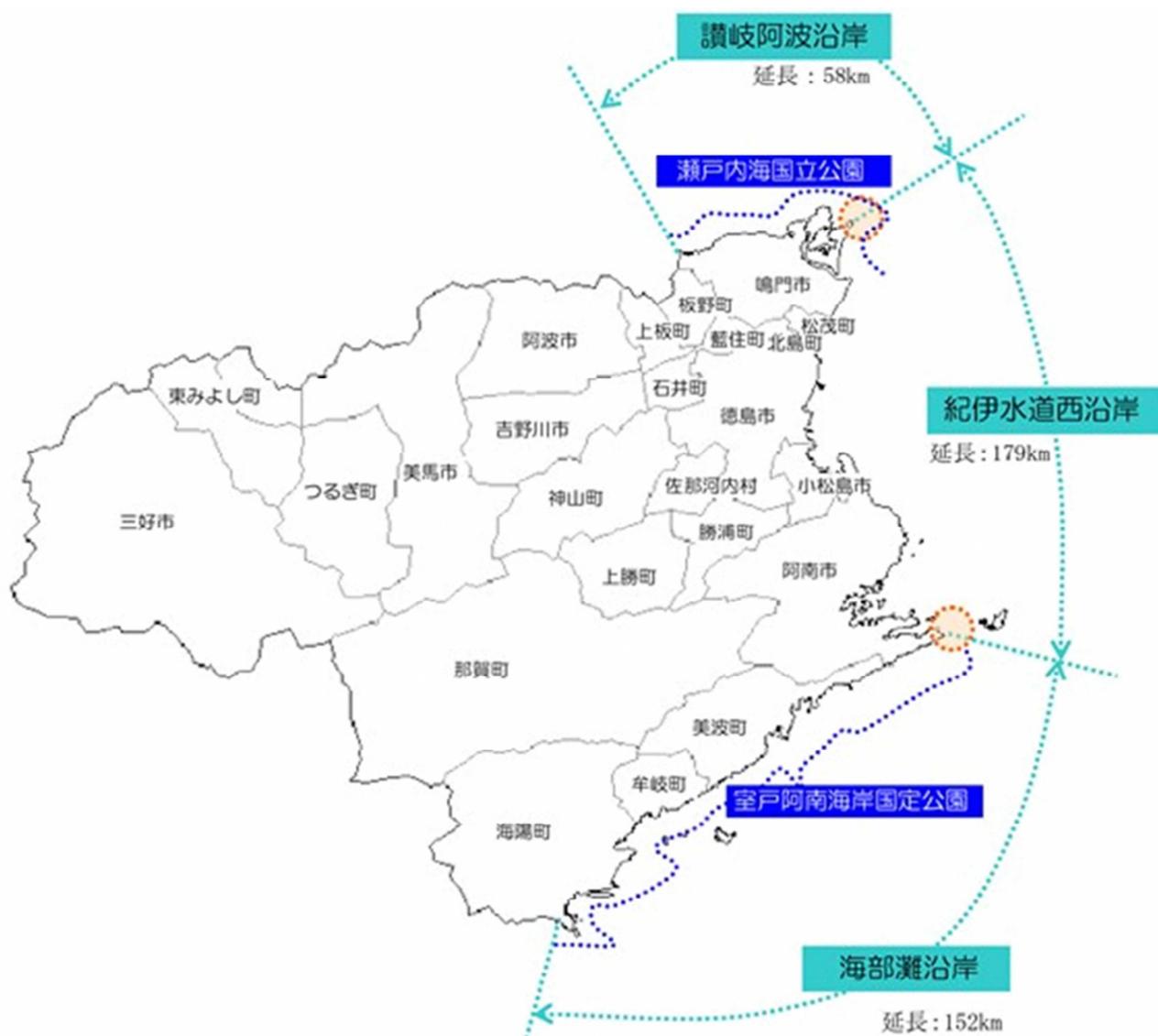


図 2-1-1 本県の海岸線

表 2-1-1 本県の海岸線

| 所 管                |           | 海岸線総延長(m) |
|--------------------|-----------|-----------|
| 国土交通省              | 水管理・国土保全局 | 144, 357  |
|                    | 港湾局       | 126, 965  |
| 農林水産省              | 農村振興局     | 4, 079    |
|                    | 水産庁       | 91, 446   |
| 水管理・国土保全局, 農村振興局共管 |           | 25, 715   |
| 合計                 |           | 392, 562  |

出典：「とくしま流域水管理計画（令和元年 12 月）」 p.8

表 2-1-2 各沿岸の特性（1/2）

| 讃岐阿波沿岸 |  |
|--------|--|
| 地形     | 阿讃山脈の東端が海に迫り平地は少ない。沖合は平坦な地形であるが、海岸沿いは沖合に比べ急峻で、砂浜は狭い状況である。  |
| 海岸防護特性 | 瀬戸内海に面しており、波浪などの外力は外海に比べ小さいものの、低地が多く潮の干満も大きいことから、第二室戸台風(昭和 36 年)などでは多くの地域で浸水被害を受けている。また、全体的に砂浜が少なく、浸食を受けている状況。   |
| 自然環境特性 | 沿岸のほぼ全域が瀬戸内海国立公園に指定されている他、小鳴門海峡を中心に藻場が広がり、またウチノ海一帯では海峡特有の景観を形成している。  |
| 海岸利用特性 | 瀬戸内海側ではヨットや釣り利用、遊覧船による鳴門海峡周遊観光が盛んである。<br>代表的な漁業は、小型定置網、小型底びき網、一本釣、刺網等であり、まだい、さわら、いわし、あじ、いぼだい及びえび等を漁獲している。また、大毛島と島田島に囲まれたウチノ海、小鳴門海峡、大毛島海岸及び北灘町沿岸には、浅海養殖漁場としての開発が進み、県下最大の養殖海域となっている。はまち、まだい、わかめ及びかき等の養殖が盛んである。 |

出典：「とくしま海岸漂着物対策 取組方針【資料編】」

表 2-1-3 各沿岸の特性 (2/2)

| 紀伊水道西沿岸 |   |
|---------|---|
| 地形      | 海岸一帯は沈降海岸で、東西に分布する地質構造の影響を受け、島しょ・礁を形成している。橘湾付近では沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴(さし)地形を示している。   |
| 海岸防護特性  | 太平洋につながり、外洋性を帯びているため、台風などによる高波の影響を強く受け、第二室戸台風などでは多くの地域で浸水被害を受けている。さらに、当沿岸南部では津波による危険度が高く、十分な警戒が必要である。また、那賀川から北部の和田島にかけては、著しい浸食を受けている。   |
| 自然環境特性  | 沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されている他、アカウミガメの産卵場所(阿南市の蒲生田岬等)、吉野川や那賀川の河口干潟が存在するなど豊かな自然環境を有している。   |
| 海岸利用特性  | 吉野川より北部と沿岸南部の阿南市周辺では海水浴場や海辺のキャンプ場が多く、小松海岸や見能林海岸などはサーフポイントにもなっている。<br>代表的な漁業は、小型底びき網、バッチ網、刺網、一本釣、定置網及び採貝等であり、いわし、あじ、たちうお、えび及びはも等を漁獲している。また、河川の流入する河口付近を中心に、のり養殖が盛んで、浅海面でのわかめ養殖、湾入部でははまち養殖なども行われている。  |
| 海部灘沿岸   |   |
| 地形      | 海部山地が海に迫っているため平地が少なく、小河川の河口付近に平地を擁するのみである。わずかであるが沖積低地が点在する。<br>海岸地形は隆起型の岩石海岸が続き、断層地形が変化して海食作用を受けた海食崖が分布している。  |
| 海岸防護特性  | 太平洋に面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため災害も多く、特に昭和 21 年の南海地震による津波被害では沿岸各地で大きな被害を受けている。  |
| 自然環境特性  | 沿岸のほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、大浜海岸のアカウミガメの産卵地、牟岐町大島及び海陽町竹ヶ島のサンゴの群生地など貴重な自然環境が多く残されている。  |
| 海岸利用特性  | 高知県との県境周辺は、国内有数のサーフポイントとして知られている。その他スキューバダイビングなど豊かな自然を活かした地域振興施策が沿岸各地で展開されている。<br>代表的な漁業は、延縄、一本釣、採貝藻、磯建網、定置網、敷網等であり、あじ、さば、かつお、まぐろ、ぶり、たい、たちうお、いわし、いせえび、あわび及びてんぐさ等を漁獲している。また、一部の湾入部では、はまち養殖なども行われている。 |

出典：「とくしま海岸漂着物対策 取組方針【資料編】」

## (2) 各沿岸の潮流の特徴

讃岐阿波沿岸の潮流は、北流時には紀伊水道から播磨灘に流れ込み、播磨灘のほぼ中央から反時計回りで海岸に向かい、その後海岸と並行に流れる。

また、南流時にも、潮流は海岸に沿って播磨灘から紀伊水道へ流れる。このため、鳴門市の北部にある海岸は、風向の影響もあいまって、海岸漂着物等が漂着しやすい状況となっている。

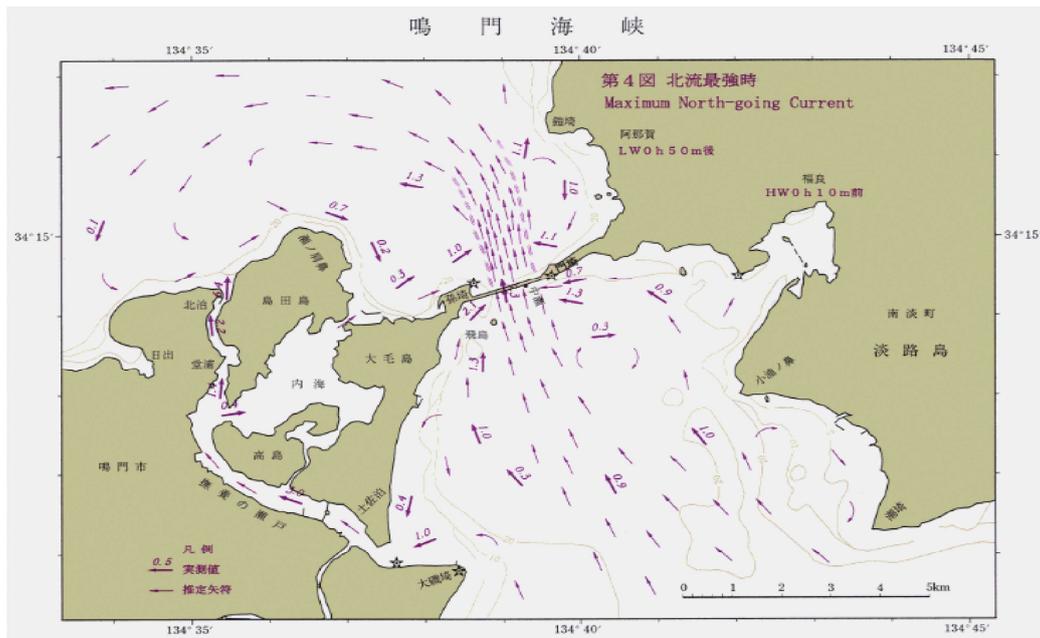


図 2-1-2 鳴門海峡潮流図（北流時）

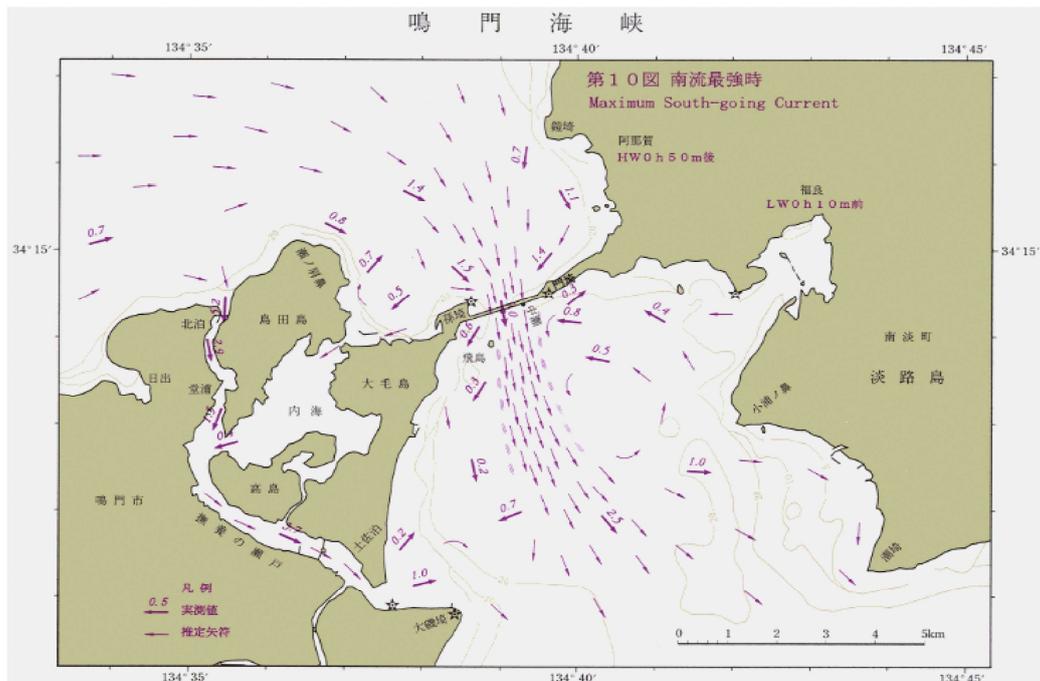
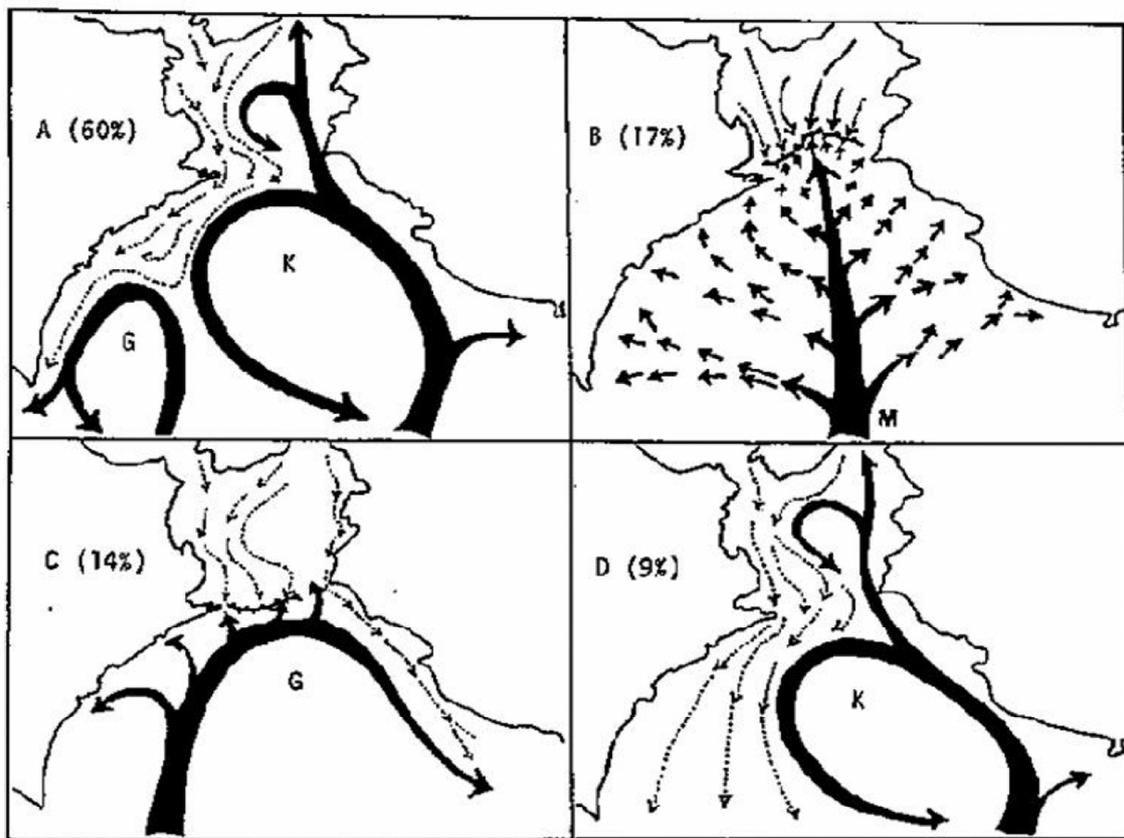


図 2-1-3 鳴門海峡潮流図（南流時）

出典：「海上保安庁鳴門海峡潮流図」

紀伊水道西沿岸の潮流は、満潮時に北流となり干潮時に南流となって海岸線に沿って流れる。残差流（潮汐や気象に影響されない一定の流れ）は大坂湾からの流れが西に向かい鳴門海峡からの内海水と合流して徳島県沿いを南下し、阿南市沖で流れを東に変え和歌山県に沿って南下する。こうした流れに沿って漂着物がもたらされるものと推定している。

海部灘沿岸の潮流は、黒潮分岐流の影響を受ける。分岐流は黒潮の接岸状況によって4種類に大別される。接岸勢力の強弱等によって南流（下り潮）、北流（上り潮）に変化する。一夜に2回～3回も変化することがあり、変動の激しい海況を示す。こうした海況の特性から、内海だけでなく外海からも漂着物がもたらされると推定している。



黒潮分岐流 G 芸東分岐流、K 紀南分岐流、M 中央分岐流

図 2-1-4 紀伊水道潮流図

出典：「日本海洋学会沿岸海洋研究部会編（1985年）日本全国沿岸海洋誌」



表 2-1-4 本県の主な河川一覧

| 級別   | 水系名   | 河川名   | 流域面積(km <sup>2</sup> ) | 幹線流路延長(km) |
|------|-------|-------|------------------------|------------|
| 一級   | 那賀川   | 那賀川   | 874                    | 125.2      |
|      |       | 坂洲木頭川 | 159.7                  | 30.8       |
|      |       | 桑野川   | 96.9                   | 27         |
|      |       | 古屋谷川  | 46                     | 19.2       |
|      |       | 南川    | 70.2                   | 16         |
|      |       | 赤町川   | 44.2                   | 14.1       |
|      | 吉野川   | 吉野川   | 3,750                  | 108.1      |
|      |       | 祖谷川   | 356                    | 53.8       |
|      |       | 鮎喰川   | 198.7                  | 43         |
|      |       | 穴吹川   | 202                    | 41.9       |
|      |       | 飯尾川   | 71.2                   | 25.8       |
|      |       | 園瀬川   | 67                     | 25.5       |
|      |       | 貞光川   | 135.5                  | 25.3       |
|      |       | 旧吉野川  | 212.6                  | 24.8       |
|      |       | 松尾川   | 96.7                   | 20.2       |
|      |       | 宮川内谷川 | 73.6                   | 19         |
|      |       | 曾江谷川  | 69.5                   | 16.1       |
|      |       | 川田川   | 81.6                   | 16         |
|      |       | 日開谷川  | 60.5                   | 15.1       |
|      |       | 半田川   | 60                     | 14.3       |
|      |       | 鮎苦谷川  | 30.5                   | 13.4       |
|      |       | 東俣谷川  | 23.5                   | 12.3       |
|      |       | 大谷川   | 17                     | 11.8       |
|      |       | 今切川   | 33.4                   | 11.7       |
|      | 小川谷川  | 33.6  | 11                     |            |
|      | 鬼籠野谷川 | 16    | 10.8                   |            |
| 野村谷川 | 23.4  | 10.1  |                        |            |
| 二級   | 勝浦川   | 勝浦川   | 224                    | 49.6       |
|      | 海部川   | 海部川   | 206                    | 36.3       |
|      | 日和佐川  | 日和佐川  | 44.7                   | 16.3       |
|      | 海部川   | 相川    | 33.3                   | 13         |
|      | 日和佐川  | 北河内谷川 | 25.6                   | 12         |
|      | 穴喰川   | 穴喰川   | 37                     | 11.1       |
|      | 勝浦川   | 立川    | 11.8                   | 10         |
|      | 福井川   | 福井川   | 33.7                   | 19         |

出典：「とくしまの河川と海岸」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kasen/2011071900012>

## 2 社会的特性

### (1) 人口分布

本県の総人口は、約 74 万人である。そのうち沿岸 9 市町の人口は約 48 万人となっており、県人口の約 65%を占めている。沿岸市町では徳島市が約 26 万人で最も多く、次いで阿南市が約 7 万人、鳴門市が約 5.7 万人、小松島市が約 3.7 万人となっている。

表 2-2-1 市町村別の人口一覧

| 市町村   | 総世帯数    | 人 口     |         |         | 人口密度<br>(1km <sup>2</sup> 当たり) |
|-------|---------|---------|---------|---------|--------------------------------|
|       |         | 計       | 男       | 女       |                                |
| 徳島県   | 309,164 | 736,475 | 351,358 | 385,117 | 177.6                          |
| 徳島市   | 117,501 | 256,698 | 122,184 | 134,514 | 1,341.2                        |
| 鳴門市   | 23,181  | 56,857  | 27,077  | 29,780  | 419.1                          |
| 小松島市  | 15,240  | 37,168  | 18,007  | 19,161  | 819.2                          |
| 阿南市   | 27,642  | 70,935  | 34,367  | 36,568  | 254.0                          |
| 吉野川市  | 15,710  | 39,832  | 18,743  | 21,089  | 276.3                          |
| 阿波市   | 13,278  | 35,690  | 16,963  | 18,727  | 186.8                          |
| 美馬市   | 11,346  | 29,069  | 13,795  | 15,274  | 79.2                           |
| 三好市   | 10,854  | 24,875  | 11,632  | 13,243  | 34.5                           |
| 勝浦町   | 1,867   | 5,047   | 2,419   | 2,628   | 72.3                           |
| 上勝町   | 687     | 1,403   | 672     | 731     | 12.8                           |
| 佐那河内村 | 792     | 2,144   | 1,030   | 1,114   | 50.7                           |
| 石井町   | 9,588   | 25,165  | 11,869  | 13,296  | 872.3                          |
| 神山町   | 2,104   | 4,816   | 2,271   | 2,545   | 27.8                           |
| 那賀町   | 3,369   | 7,697   | 3,647   | 4,050   | 11.1                           |
| 牟岐町   | 1,778   | 3,930   | 1,816   | 2,114   | 69.4                           |
| 美波町   | 2,800   | 6,541   | 3,074   | 3,467   | 46.5                           |
| 海陽町   | 4,122   | 8,715   | 4,108   | 4,607   | 26.6                           |
| 松茂町   | 5,964   | 14,972  | 7,440   | 7,532   | 1,051.4                        |
| 北島町   | 9,125   | 22,724  | 10,967  | 11,757  | 2,600.0                        |
| 藍住町   | 13,832  | 35,026  | 16,833  | 18,193  | 2,152.8                        |
| 板野町   | 5,048   | 13,261  | 6,358   | 6,903   | 366.1                          |
| 上板町   | 4,326   | 11,657  | 5,561   | 6,096   | 337.1                          |
| つるぎ町  | 3,617   | 8,064   | 3,771   | 4,293   | 41.4                           |
| 東みよし町 | 5,393   | 14,189  | 6,754   | 7,435   | 115.8                          |

凡例：■：沿岸市町

出典：「徳島県統計書（平成 30 年）」

## (2) 自然公園・保護区及び海岸景観・文化財

### ア 自然公園・保護区

本県の沿岸北部は、鳴門海峡を望む一帯の 1,538ha が瀬戸内海国立公園に指定されている。南部は、隆起と沈降の海岸で亜熱帯植物の景観が美しい室戸阿南海岸国定公園がある。

また、徳島市、阿南市、鳴門市、美波町等の一部は、鳥獣保護区に指定され、阿南市伊島の一部等は、鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

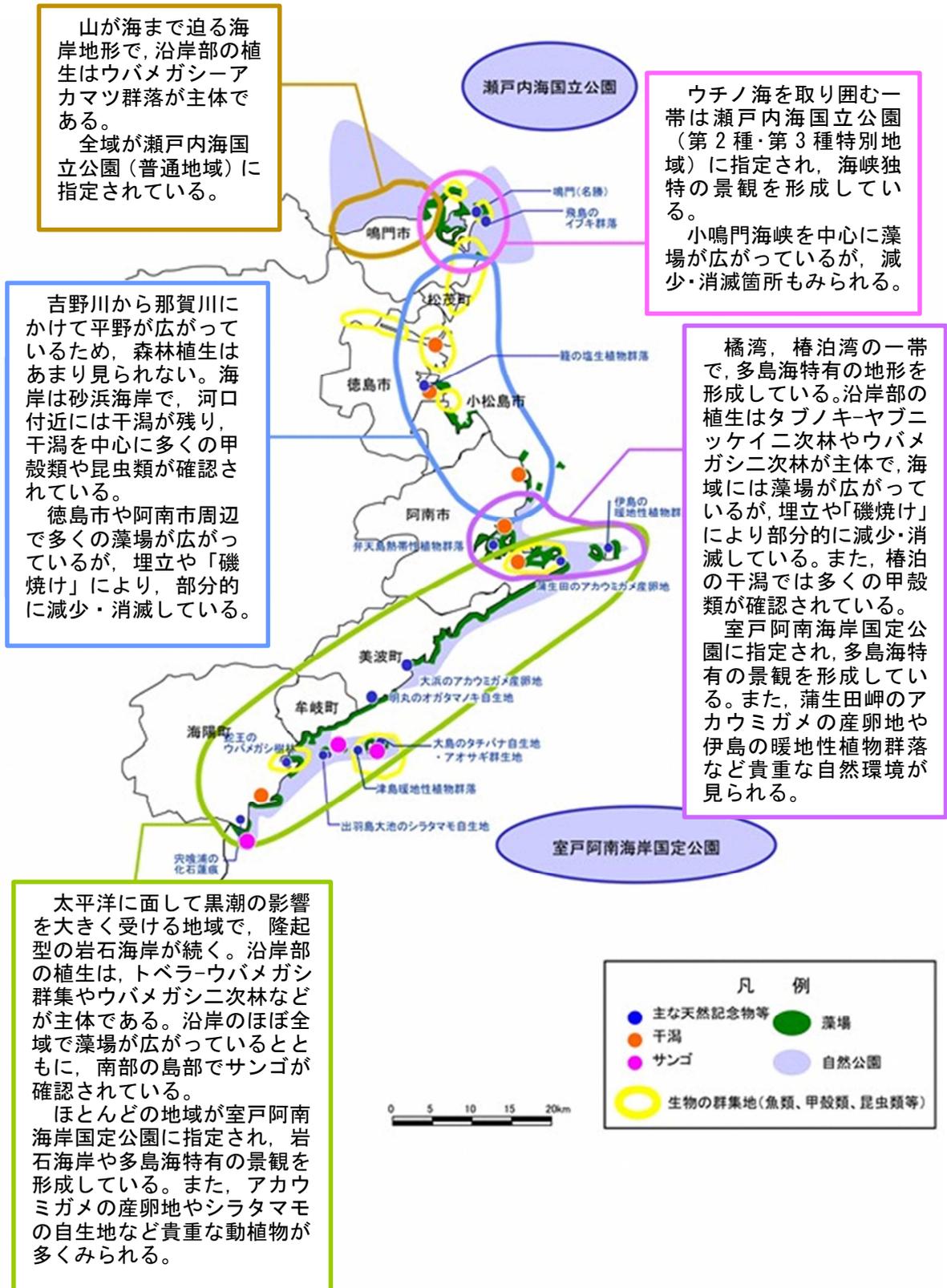


図 2-2-1 海岸の自然環境の特性

出典：「海岸保全基本計画（平成 26 年 3 月 31 日改定）」

## イ 海岸景観・文化財

海岸の景観は、蒲生田岬を境として、北部は砂浜海岸、南部は岩石海岸の占める割合が高く、著しい対照をなしている。鳴門海峡は大きな渦潮が見られることで有名であり、渦潮を見る観覧船も運行されている。阿南市の橘湾一帯は、日本三景の「松島」にも比される多島海による美しい景観を形成している。

文化財としては、弁天島熱帯性植物群落や蒲生田のアカウミガメ産卵地が天然記念物に指定されている。また、出羽島大池のシラタマモ自生地及び穴喰浦の化石蓮痕なども天然記念物に指定される。



図 2-2-2 海岸景観・文化財

出典：「海岸保全基本計画（平成 26 年 3 月 31 日改定）」

### (3) 港湾・漁港施設

本県には、徳島小松島港と橘港の2つの重要港湾，折野港，亀浦港，撫養港，粟津港，今切港，中島港，富岡港，日和佐港，浅川港及び那佐港の10の地方港湾がある。

また，市町村管理の漁港が16，県管理の漁港が13，計29の漁港が存在している。

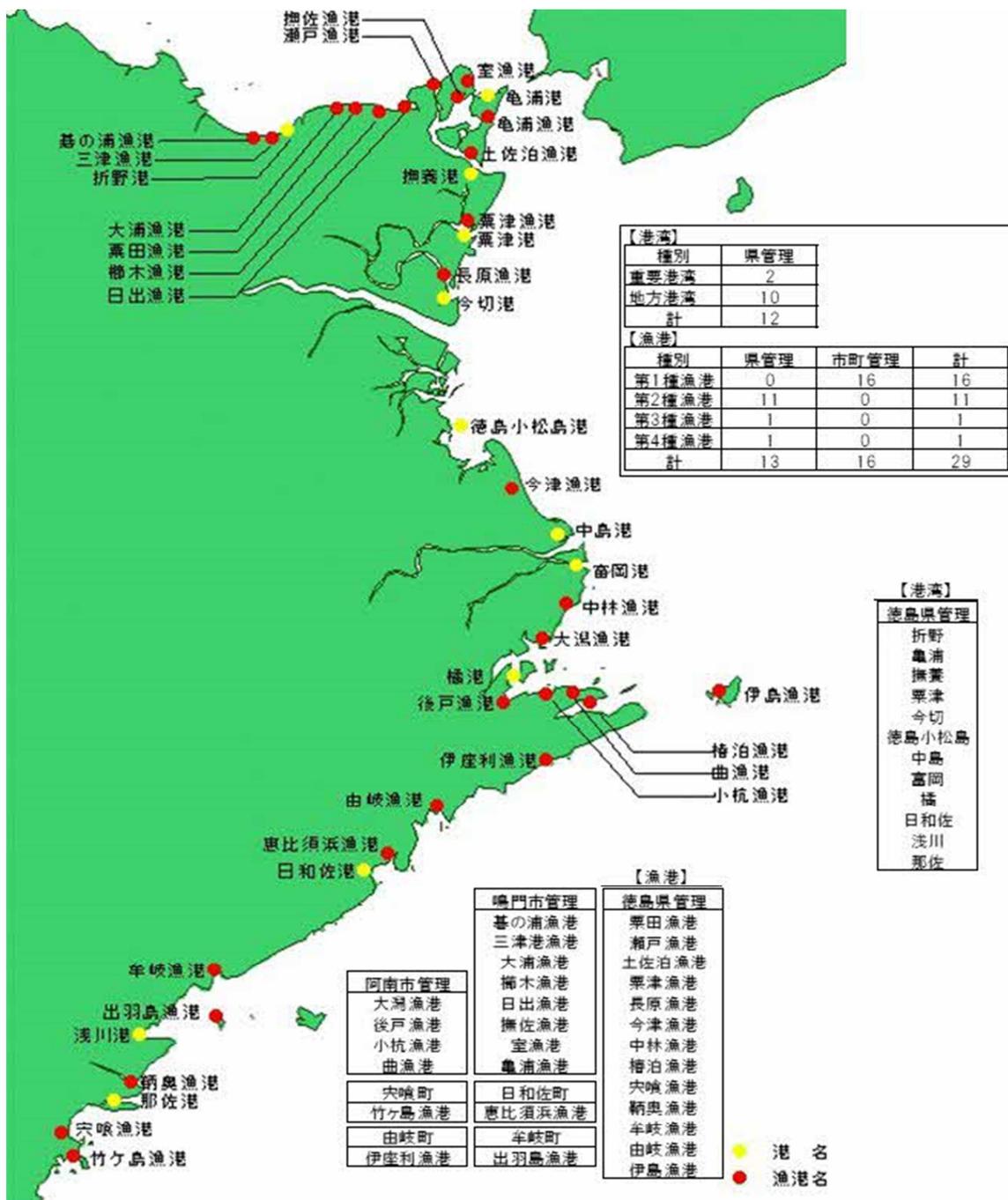


図 2-2-3 港湾・漁港施設

出典：「第五管区海上保安本部 海洋情報部 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/>」

#### (4) レクリエーション施設

本県の海岸は、海水浴場、釣り、キャンプ・コテージなど様々なレジャーやレクリエーションの場として利用されている。

また、季節によってイベントなどが開催されている。

表 2-2-2 主な海水浴場

| 地区 | 名称             | 所在市町 |
|----|----------------|------|
| 東部 | 月見ヶ丘海水浴場       | 松茂町  |
|    | 小松海水浴場ウイズアズマ建設 | 徳島市  |
| 南部 | 大砂海水浴場         | 海陽町  |
|    | 田井ノ浜海水浴場       | 美波町  |
|    | 北の脇海水浴場        | 阿南市  |
|    | 淡島海水浴場         | 阿南市  |

出典：徳島県観光情報サイト阿波ナビ <https://www.awanavi.jp/life/3/8/48/>

表 2-2-3 主な釣り場

| 地区 | 釣り                | 所在市町 |
|----|-------------------|------|
| 東部 | 鳴門海峡(船釣り)         | 鳴門市  |
|    | 亀浦観光港(釣り)         | 鳴門市  |
|    | 岡崎海岸(釣り)          | 鳴門市  |
|    | ウチノ海(筏釣り)         | 鳴門市  |
| 南部 | 美波町てぶらでフィッシング(釣り) | 美波町  |

出典：徳島県観光情報サイト阿波ナビ <https://www.awanavi.jp/life/3/8/48/>



図 2-2-4 レクリエーション施設

### 第3 海岸漂着物等の現状と課題

#### 1 海岸漂着物等の現状

##### (1) 海岸漂着物

県内海岸の海岸漂着物について、2010年(平成22年)度調査(10海岸)、2020年(令和2年)度調査(5海岸)で組成調査を実施している。

表 3-1-1 調査地点

| 調査年    | No   | 海岸名         |
|--------|------|-------------|
| 平成22年度 | No2  | 折野漁港        |
|        | No9  | 瀬戸漁港海岸大島田地区 |
|        | No12 | 亀浦漁港岸本港     |
|        | No20 | 那賀川海岸平島地区   |
|        | No24 | 椿泊漁港海岸      |
|        | No27 | 牟岐漁港海岸牟岐地区  |
|        | No30 | 牟岐漁港海岸出羽島地先 |
|        | No32 | 由岐漁港海岸阿部地区  |
|        | No38 | 浅川漁港海岸      |
|        | No39 | 穴喰海岸        |
| 令和2年度  | No1  | 小松海岸        |
|        | No16 | 撫養海岸土佐泊地区   |
|        | No20 | 那賀川海岸平島地区   |
|        | No27 | 牟岐漁港海岸牟岐地区  |
|        | No57 | 橘海岸椿地区蒲生田地先 |

図 3-1-1 に、調査地点位置と各地点における海岸漂着物の組成の重量比、容積比を示す。海岸により周辺の潮流、海流の影響、調査の時期前後の気象条件等によりばらつきがあるが、播磨灘、紀伊水道側で人工物の比率が高い傾向がみられる。図 3-1-2、図 3-1-3 に平成 22 年度調査、令和 2 年度調査における全体の重量比率、容積比率を示す。海岸漂着物等の全体の組成としては、自然物の比率が大きい。平成 22 年と令和 2 年を比較すると、人工物の比率が増加傾向にある。令和 2 年は、人工物のうちプラスチックごみの容積比の比率が高い。代表的な組成としてはレジ袋等のプラスチックバック、PET ボトル、プラスチック容器類等、生活系ごみに由来するものが多い。また、プラスチック片も多くこれらは非常にもろく容易に破断してさらに細かいプラスチック片(マイクロプラスチック)へ変化していくと推定される。なお、漁港近郊の海岸では、漁具、漁網等の事業系プラスチック類が回収されている。図 3-1-4 に海岸漂着物中のプラスチック類の代表的な写真を示す。

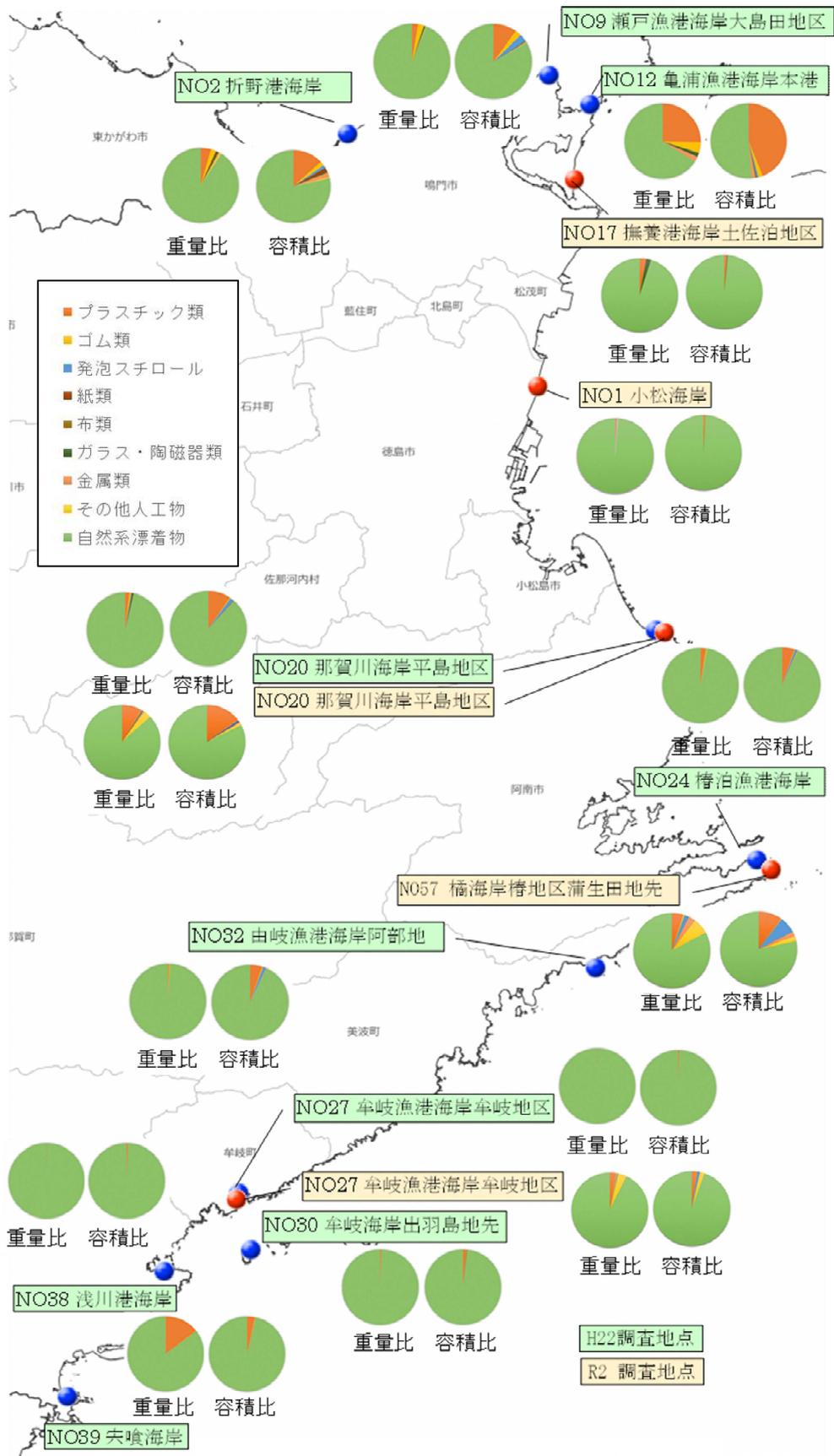


図 3-1-1 調査地点の重量比と容積比

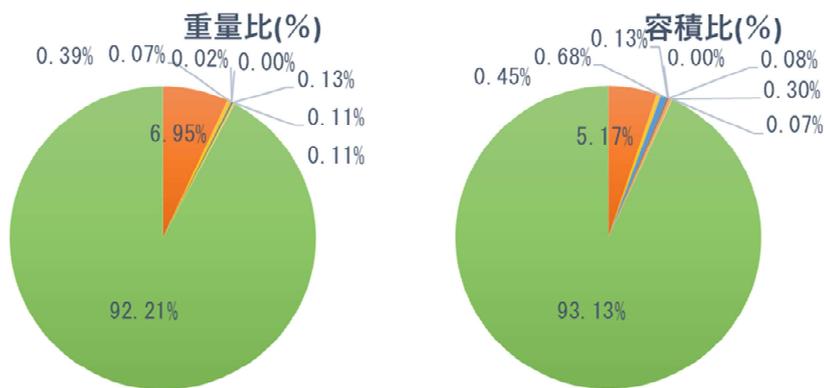


図 3-1-2 H22 調査の海岸漂着物等重量比及び容積比

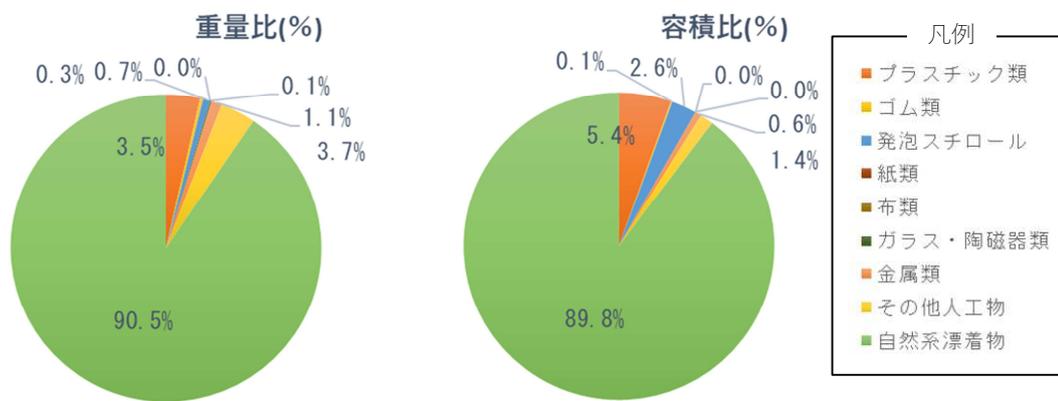


図 3-1-3 R2 調査の海岸漂着物等重量比及び容積比

## (2) 漂流ごみ等

漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁場環境の支障にもなっている。また、沿岸の地域住民の生活への影響や、漁業・観光業などの経済活動への支障が懸念されている。

## (3) 海岸漂着物等の漂着要因

県北部の海岸の播磨灘、紀伊水道に面した海岸において、人工物の漂着物が多い。播磨灘は、本県、兵庫県、岡山県、香川県の人口密集地が面した海域であるため、海流、風により人工物が漂着していると推測される。漁具、ロープ類は漁港が近郊に立地する海岸に多い傾向があるものの、令和2年の調査では疑似餌等の遊漁に使用される漁具もみられ、漁港付近の防波堤等での遊漁者の影響も大きいと推測される。なお、人工物における外国語表記のペットボトル、缶、ライター等の比率は非常に低く、発生源としては国内がほとんどであると推定される。

自然物は、全域で葦、竹が多く河川から流下したものが漂着していると考えられ、流木も同様の経路で漂着したの多いと推測される。

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| 生活系ごみに由来するプラスチック類 |    |    |
|                   | プラスチックバッグ類  | 容器類  |
| 事業系プラスチック類        |   |   |
|                   | ペットボトル  | プラスチック片等   |
| 事業系プラスチック類        |  |  |
|                   | 漁具, 漁網  | プラスチックバンド  |

図 3-1-4 代表的な海岸漂着物中のプラスチック類

## 2 海岸漂着物対策の現状と課題

### (1) 海岸漂着物等の処理

#### ア 現状

海岸管理者等<sup>\*6</sup>においては、海岸漂着物等の状況把握を行い、処理のために必要な措置を実施するとともに、環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業<sup>\*7</sup>の補助金を活用した清掃イベントの開催、ボランティア活動との連携・支援を行っている。

また、民間団体による水産庁の水産多面的機能発揮対策交付金<sup>\*8</sup>を活用した清掃活動も実施されている。

2019年(平成31年)度の海岸漂着物等地域対策推進事業における事業件数は9件、事業費は22,146千円、回収量は457トンであった。表3-2-1に2015年(平成27年)から2019年(平成31年)の海岸漂着物等地域対策推進事業実施状況を示す。流木等の再生可能な回収物については、チップ化などのリサイクルを行うことにより、循環利用につながる処理を推進している。

なお、本県では、行政と共に地域住民等が地域づくりの一員・担い手となって県の河川や海岸の環境保全活動に携わっていく「徳島県 OUR リバー(コースト) アドプト事業」により、住民と行政のパートナーシップの体制づくりを進めている。

表 3-2-1 海岸漂着物等地域対策推進事業実施状況

| 実施年   | 補助金における事業数 | 回収量(t) | 総事業費(千円) |
|-------|------------|--------|----------|
| 平成27年 | 10         | 1,109  | 52,215   |
| 平成28年 | 10         | 107    | 10,020   |
| 平成29年 | 11         | 366    | 47,293   |
| 平成30年 | 13         | 808    | 75,104   |
| 平成31年 | 9          | 457    | 22,146   |

<sup>\*6</sup> 海岸管理者等：海岸法第二条第三項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行うものであることに基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

<sup>\*7</sup> 海岸漂着物等地域対策推進事業：都道府県や市町村等が実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策等に関する事業に対する海岸漂着物処理推進法第29条に基づく国の交付金を受けて実施する事業。

<sup>\*8</sup> 水産多面的機能発揮対策交付金：漁業者等が行う水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動に対する補助制度。漂着・漂流ごみ対策の他にも河川環境の保全についても活用可能。

### 【アドプト・プログラムについて】

一定区画の公共の場所を養子にみたとて、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ（＝清掃美化を行い）、行政がこれを支援します。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めます。

#### 「徳島県 OUR リバーアドプト事業（コーストアドプト含む）」

徳島県内の県が管理している河川を清掃する制度

- ・コーディネーター：徳島県県土整備部河川整備課
- ・アドプト対象範囲：徳島県が管理している河川
- ・主な制度の概要：アドプト担当距離 100m 以上、清掃回数年 3 回以上
- ・参加資格：徳島県内に所在地を有する団体又は企業
- ・H30 年度実績：参加団体数 72 団体、登録人員 3,310 人、アドプト距離 95.2km

## イ 課題

本県のいずれの海岸にもその量や質に相違はあるが、海岸漂着物等が存在し、台風や季節風の影響を受けてその状況は変化する。

利用が活発な海岸では、地域ボランティアや民間団体等による回収・撤去が行われており、海岸漂着物等は少ないが、利用頻度が少ない海岸では、海岸漂着物等が、長年にわたって放置され堆積している状況にある。

海岸漂着物等の状況、海岸清掃・回収撤去に関する調査や情報の管理が十分に行われておらず、各地域の海岸ごとに海岸漂着物等の対策が異なる。海岸漂着物等の回収の主体は、海岸管理者等、ボランティア団体、NPO 団体、自治会等多岐にわたっており、市町の環境部局においても回収の実態は十分には把握できていない。

回収後の対応については、市町で処理する場合、回収物の大きさ、含まれる塩分や付着している砂等の問題から受入れが困難な場合がある。また、費用負担や運搬についても市町ごとに対応が異なり、回収主体や量に応じて個別に対応している。沿岸自治体（一部処理組合含む）に対して実施したアンケート結果では、8 市町中 7 市町が基本的にゴミ処理施設での受入を行い、1 市については一般廃棄物処分業者での処分を指導していた。

海岸漂着物等の対策は、それぞれの海岸における海岸漂着物等の状況や変化を的確にとらえると共に、景観や環境保全、海岸利用における支障の程度などを見極めた上で実施する必要がある、関係者間での情報の共有と連携が重要である。

一方、漂着場所は、海水浴場のように比較的アクセスしやすい場所ばかりではなく、危険を伴う場所も多く、専門的な技術力を有した者でないと回収・撤去が困難な場合も多い。

こうしたことから、海岸漂着物対策を推進するためには、海岸管理者等、関係市町村、地域ボランティア、民間事業者等における協力体制と役割分担を明確にしていく必要がある。

## (2) 海岸漂着物等の発生抑制

本県の海岸漂着物等については、流木、葦、枝等の自然系ごみが最も多く、次いでプラスチック製のボトル、容器等の生活系ごみ、ブイ、魚網、トロ箱等の漁業系ごみが多く見られる。県北の播磨灘、紀伊水道に面した海岸においては、特に生活系ごみが目立っている。

また、多くの海岸に生活系ごみの不法投棄が見られ、一部では漁業系ごみの放置が見られる。

河川の河口部周辺では、生活系ごみの漂着が顕著であり、ほとんどが河川を通じて流出し海岸に漂着したものと推測される。流木等の自然系ごみに関しても、台風等の大雨後に多く発生することから、外洋から漂着するものよりも河川上流から流出するものが大半を占めていると推測される。

このため、生活系ごみの発生抑制、適正処理、漁業従事者や水産加工業者等に対する所有物等の適正管理を、流域圏で一体となって取り組むよう啓発していく必要がある。

また、河川や森林の管理者等に対して、河川内に繁茂した樹木や山林の流出防止の取組を要請する必要がある。

## (3) 環境学習・教育、普及啓発

海岸漂着物等の発生源をたどると、流木や葦等の自然系ごみを除けば、人々の日常生活や事業活動に由来するものがほとんどであり、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生する。

また、不法投棄や河川管理・山林管理等の問題も絡んでおり、海岸漂着物対策を推進する上では様々な関係者の協力が必要となる。

しかし、海岸漂着物等発生メカニズムに関しては、学校教育や生涯学習等において見過ごされがちなテーマであり、身近な問題としてとらえにくい状況となっている。

本県における海岸の環境や景観の保全、利用の安全性を確保するためには、県民、事業者へ向けた海岸漂着物対策を題材とした環境学習・教育、普及啓発に努める必要がある。

また、海岸漂着物等の状況や地域で取り組まれている対策について情報を収集・整理し、環境学習・教育等に活用していくことも必要である。

### 3 関係者の役割分担と連携の確保に関する課題

地域住民や民間団体等のボランティア活動による海岸清掃は、海岸環境の保全を図る上で不可欠なものとなっている。特に、民間団体等は、地域に根付いた海岸の清掃活動等やその発生抑制において、自ら主体となって活動を行うことに加え、地域住民による活動促進のための環境学習・教育等への参画を通じ、地域の各主体の連携、協働のつなぎ手として重要な役割を果たすことが期待される。また、自治体と民間団体等との協働により海岸漂着物等の回収を行うことも有効である。

一方で、人口の減少や高齢化で、地域住民の活動がこれまでのように期待できない地域が出てきている。

そのため、地域住民や民間団体等の自主的な取組を支援しながら、地域の実情に即した持続的な連携・協力体制を構築することが重要である。

## 第4 海岸漂着物対策の基本方針

### 1 基本方針

県民にとってかけがえのない共有の財産である徳島県の変化に富んだ豊かで美しい海岸を良好に保全し、将来の世代に継承するため、海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制等に、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となって取り組む。

### 2 海岸漂着物対策の重点項目

#### (1) 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進

- ・海岸管理者等は、海岸の清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のための必要な措置を講ずるものとする。
- ・海洋プラスチックごみへの対応として、環境中で砕けマイクロプラスチックに変化して回収が困難となる前に円滑に処理する。
- ・海岸漂着物等の処理に当たっては、市町と連携を図るとともに、当該海岸漂着物等が他府県から流出したものであると認めるときは、当該府県に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して協力を求める。

#### (2) 流域圏を含んだ広域的な海岸漂着物等の発生抑制対策

- ・海岸漂着物等は、河川から海への流れを通じて海岸へ漂着するものが多い現状を踏まえ、沿岸部、内陸部一体となったごみの発生抑制に努める。
- ・海洋プラスチックごみとなる廃プラスチック類の排出抑制、プラスチック類の使用削減、分別回収・リサイクルの促進等に努める。

#### (3) 環境学習・教育，消費者教育，普及啓発

- ・沿岸市町で実施されている啓発活動の充実を図るとともに、内陸市町村への普及，展開を行う。
- ・地域住民や民間団体等に対し，地域における海岸漂着物等の実態や対策の実施状況等について積極的かつ効果的な周知を行う。

## 第5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）

### 1 重点区域の設定

海岸漂着物等により景観や環境の保全，港湾の利用，レクリエーション等の際して支障を来たすことが予測され，重点的に対策を講じる必要がある海岸を重点区域に設定し，継続的な調査や海岸のクリーンアップを行い，将来にわたり地域資源としての価値を保持していく。

本県における重点区域の設定手順を図5-1-1に示す。

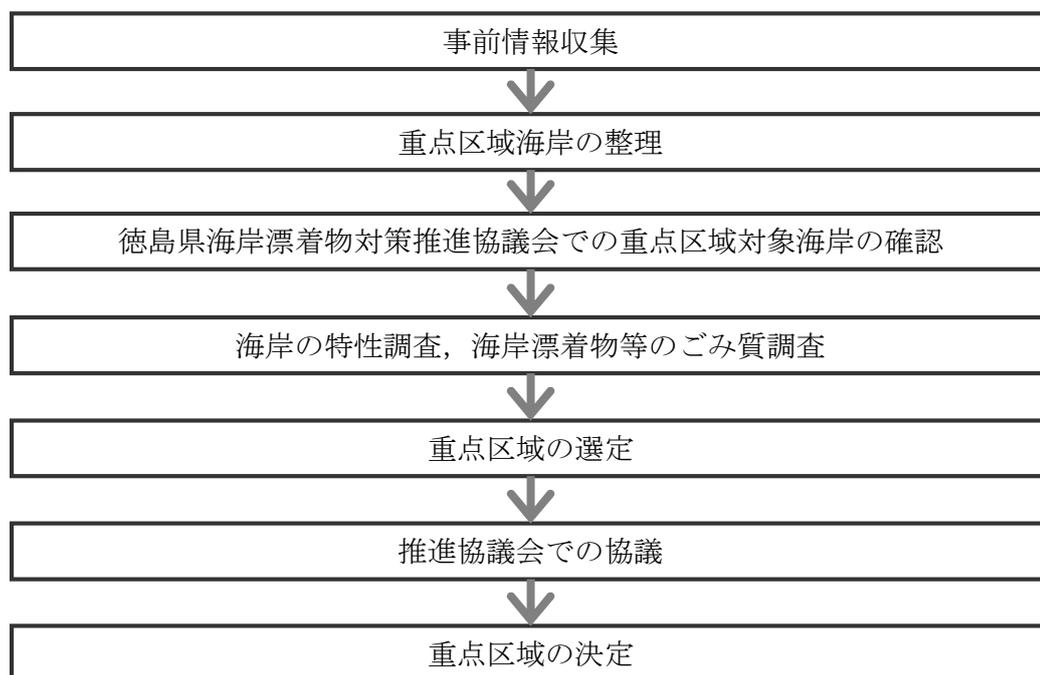


図5-1-1 重点区域の設定手順

## 2 重点区域の選定基準

本県では、海岸管理者等（各担当部局）及び海岸を有する市町へのアンケート調査、ヒアリング調査、現地踏査結果等を考慮し、重点区域設定基準に照らし合わせ、次に示す特性をもった海岸の中から総合的に判断し、重点区域を選定する。

### 【選定した海岸の特性】

#### ① 景観保全

個性豊かで魅力ある景観を有する海岸

#### ② 環境保全

多様な動植物が生息し、人には安らぎと潤いを与える海岸  
ウミガメの産卵地、天然記念物が存在する海岸

#### ③ 観光資源の保全

風光明媚な場所であり、県内外から多くの観光客が訪れる海岸

#### ④ レクリエーションの場所の保全

人々が集い、海水浴、磯遊び、サーフィン、カヌー、ダイビング、ウォーキング等、レクリエーションに利用されている海岸

#### ⑤ 漁業活動の安全確保

漁業活動、船着場、漁網の手入れ等に利用されている海岸

#### ⑥ 港湾管理

船舶の往来が多く、停泊等に利用されている海岸

#### ⑦ その他

- ・定期的な海岸清掃が行われているが、ボランティアでは大型の海岸漂着物等の回収が困難な海岸
- ・大量の海岸漂着物等を確認しているがアクセスが困難で手付かずのままの海岸
- ・海岸管理者、沿岸市町、海岸利用者等から海岸漂着物等の回収の要望が多い海岸

### 【重点区域設定基準】

- ① 重点区域は、大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域について設定する。
- ② 現状において支障はないが、過去に台風等に伴って大量の海岸漂着物等をもたらされた海岸も含める。また、海岸漂着物等が発生しやすく、地域ボランティアや民間団体等による海岸清掃が容易に行いにくい海岸についても配慮する。

### 3 重点区域として選定する海岸

本県の重点区域は、表 5-3-1、表 5-3-2、図 5-3-1 及び図 5-3-2 に示す 77 海岸とする。

重点区域に隣接する海岸で、漂着の頻度は少ないものの時折、大量の海岸漂着物等が見られる海岸については、重点区域と一体的に対策を講ずる。

なお、本計画で定めた重点区域については、これまでの調査等に基づき特に対策が必要と認めた海岸であり、今後の海岸漂着物等の推移、地域の要望等を踏まえ、状況に応じて見直しをする。

表 5-3-1 重点区域一覧(1)

| No | 市町        | 海岸名           | 場所                                      | 延長(m) |
|----|-----------|---------------|---|-------|
| 1  | 徳島市       | 小松海岸          | 川内町                                     | 758   |
| 41 |           | 今切港 小松海岸      | 川内町                                     | 1,650 |
| 73 |           | 徳島小松島港海岸大神子地区 | 大原町                                     | 585   |
| 74 |           | 徳島小松島港海岸小神子地区 | 大原町                                     | 370   |
| 2  | 鳴門市       | 折野港海岸         | 北灘町、折野港から北東へ、鳥ヶ丸(とりがまる)まで               | 3,712 |
| 3  |           | 大浦漁港海岸        | 北灘町、大浦漁港から粟田ハシカ谷                        | 627   |
| 4  |           | 粟田漁港海岸        | 北灘町、粟田漁港及び周辺の海岸                         | 526   |
| 5  |           | 櫛木漁港海岸        | 櫛木漁港海岸                                  | 822   |
| 6  |           | 日出漁港海岸        | 日出湾                                     | 2,962 |
| 7  |           | 瀬戸漁港海岸北泊      | 瀬戸町北泊～小鳴門新橋                             | 5,440 |
| 8  |           | 鳴門海岸瀬戸地区小池地先  | 島田島(瀬戸町大島田小池)                           | 115   |
| 9  |           | 瀬戸漁港海岸大島田地区   | 島田島(瀬戸町大島田田尻)<br>瀬方鼻(せのかたのはな)～思崎(おもいざき) | 246   |
| 10 |           | 室漁港海岸         | 瀬戸町                                     | 1,212 |
| 11 |           | 撫佐漁港海岸        | 撫佐漁港海岸                                  | 1,277 |
| 12 |           | 亀浦漁港海岸本港地区    | 鳴門町(亀浦漁港)                               | 616   |
| 13 |           | 鳴門海岸福池地先      | 千鳥ヶ浜                                    | 250   |
| 14 |           | 亀浦漁港海岸八木ノ鼻港   | 八木ノ鼻                                    | 540   |
| 15 |           | 鳴門海岸鳴門地区鳴門地先  | 八木ノ鼻～土佐泊                                | 3,620 |
| 16 |           | 撫養港海岸土佐泊地区    | 竜宮の磯                                    | 1,850 |
| 17 |           | 撫養港海岸岡崎里浦地区   | 大手海岸                                    | 5,446 |
| 42 |           | 北灘地区大須地先      | 北灘町大須                                   | 270   |
| 43 |           | 北灘地区大浦地先      | 北灘町大浦                                   | 175   |
| 44 |           | 北灘地区粟田地先      | 北灘町粟田                                   | 1,088 |
| 45 |           | 北灘地区櫛木地先      | 北灘町櫛木                                   | 635   |
| 46 |           | 鳴門海岸鳴門地区高島地先  | 鳴門町高島                                   | 1,760 |
| 47 |           | 鳴門海岸鳴門地区三ツ石地先 | 鳴門町三ツ石                                  | 674   |
| 48 | 亀浦港       | 鳴門町大毛島～島田島    | 3,300                                   |       |
| 49 | お茶園展望台下海岸 | 鳴門町           | 150                                     |       |
| 70 | 折野港海岸大須地区 | 北灘町(大須)       | 1,021                                   |       |
| 71 | 土佐泊漁港海岸   | 鳴門町土佐泊浦       | 1,901                                   |       |
| 72 | 粟津港海岸粟津地区 | 里浦町           | 1,800                                   |       |
| 18 | 小松島市      | 小松島海岸         | 和田島町                                    | 3,320 |
|    |           | 小松島港海岸        | 横須町                                     | 1,533 |
| 50 |           | 小松島港 和田島海岸    | 和田島町～金磯町                                | 7,725 |

表 5-3-2 重点区域一覽(2)

|    |             |                |                     |         |     |
|----|-------------|----------------|---------------------|---------|-----|
| 19 | 阿南市         | 那賀川海岸今津地区      | 那賀川町今津              | 3,317   |     |
| 20 |             | 那賀川海岸平島地区      | 那賀川町みどり台(コート・ペール沿い) | 2,000   |     |
| 21 |             | 中島港海岸中島地区      | 那賀川河口左岸             | 1,422   |     |
| 22 |             | 富岡港海岸          | はり町                 | 1,516   |     |
| 23 |             | 中林漁港海岸         | 北の脇                 | 1,750   |     |
| 24 |             | 椿泊漁港海岸         | 椿泊(半島に挟まれた湾内)       | 6,378   |     |
| 51 |             | 富岡海岸見能林地区      | 北の脇                 | 590     |     |
| 52 |             | 橘港海岸袴傍示地区      | 橘                   | 1,720   |     |
| 53 |             | 橘海岸椿地区那波江地先    | 椿(半島に挟まれた湾内)        | 426     |     |
| 54 |             | 橘海岸椿地区小島地先     | 椿(半島に挟まれた湾内)        | 390     |     |
| 55 |             | 橘海岸椿地区尻杭地先     | 椿(半島に挟まれた湾内)        | 410     |     |
| 56 |             | 橘海岸椿地区船瀬地先     | 椿(半島に挟まれた湾内)        | 310     |     |
| 57 |             | 橘海岸椿地区蒲生田地先    | 椿(蒲生田岬の北)           | 810     |     |
| 58 |             | 伊島地先海岸         | 伊島(離島)              | 498     |     |
| 75 |             | 今津漁港海岸         | 那賀川町今津              | 170     |     |
| 76 |             | 伊島漁港海岸         | 伊島(離島)              | 300     |     |
| 25 |             | 牟岐町            | 牟岐海岸灘地区浜辺地先         | 灘       | 540 |
| 26 |             |                | 牟岐海岸馬地地先            | 牟岐浦     | 460 |
| 27 | 牟岐漁港海岸牟岐地区  |                | 牟岐漁港牟岐川河口から南方面      | 565     |     |
| 28 | 牟岐海岸内妻地区    |                | 内妻                  | 1,395   |     |
| 29 | 出羽島漁港海岸     |                | 出羽島(離島)             | 320     |     |
| 30 | 牟岐海岸出羽島地先   |                | 出羽島(離島)             | 492     |     |
| 77 | 牟岐漁港海岸古牟岐地区 |                | 灘                   | 301     |     |
| 31 | 美波町         | 伊座利漁港海岸        | 小伊座利                | 270     |     |
| 32 |             | 由岐漁港海岸阿部地区     | 阿部                  | 1,700   |     |
| 33 |             | 由岐漁港海岸由岐地区     | 苜越・白浜・田井ノ浜          | 2,142   |     |
| 34 |             | 由岐海岸山座地先海岸     | 木岐                  | 150     |     |
| 35 |             | 恵比須浜漁港海岸       | 恵比須浜漁港              | 2,890   |     |
| 36 |             | 日和佐海岸外牟井地区     | 南阿波サンライン沿い          | 150     |     |
| 37 |             | 日和佐海岸明丸地区      | 南阿波サンライン沿い          | 190     |     |
| 59 |             | 日和佐港 大浜海岸      | 日和佐浦・奥河内            | 3,000   |     |
| 38 | 海陽町         | 浅川港海岸          | 浅川湾周辺               | 1,306   |     |
| 39 |             | 宍喰漁港海岸         | 水床湾周辺               | 334     |     |
| 60 |             | 浅川港 大砂海岸       | 浅川                  | 900     |     |
| 61 |             | 浅川港海岸 海老ヶ池地区   | 浅川湾周辺               | 570     |     |
| 62 |             | 海南海岸 大里地区松原地先  | 大里                  | 2,470   |     |
| 63 |             | 鞆奥漁港海岸         | 鞆奥漁港                | 943     |     |
| 64 |             | 那佐港 那佐海岸       | 那佐湾周辺               | 2,220   |     |
| 65 |             | 宍喰海岸(那佐)       | 宍喰浦那佐               | 1,975   |     |
| 66 |             | 宍喰海岸(宍喰浦)      | 宍喰浦那佐・松原            | 1,810   |     |
| 67 |             | 宍喰海岸 竹ヶ島地区     | 宍喰浦竹ヶ島              | 244     |     |
| 68 |             | 宍喰海岸 宍喰浦地区金目地先 | 宍喰浦金目               | 360     |     |
| 40 | 松茂町         | 松茂地区海岸         | 月見ヶ丘海浜公園の南岸         | 1,857   |     |
| 69 |             | 今切港 長原海岸       | 長原                  | 800     |     |
|    | 合計          |                |                     | 110,337 |     |

※No.41～No.69:平成26年4月25日追加

※No.70～No.77:平成26年9月10日追加

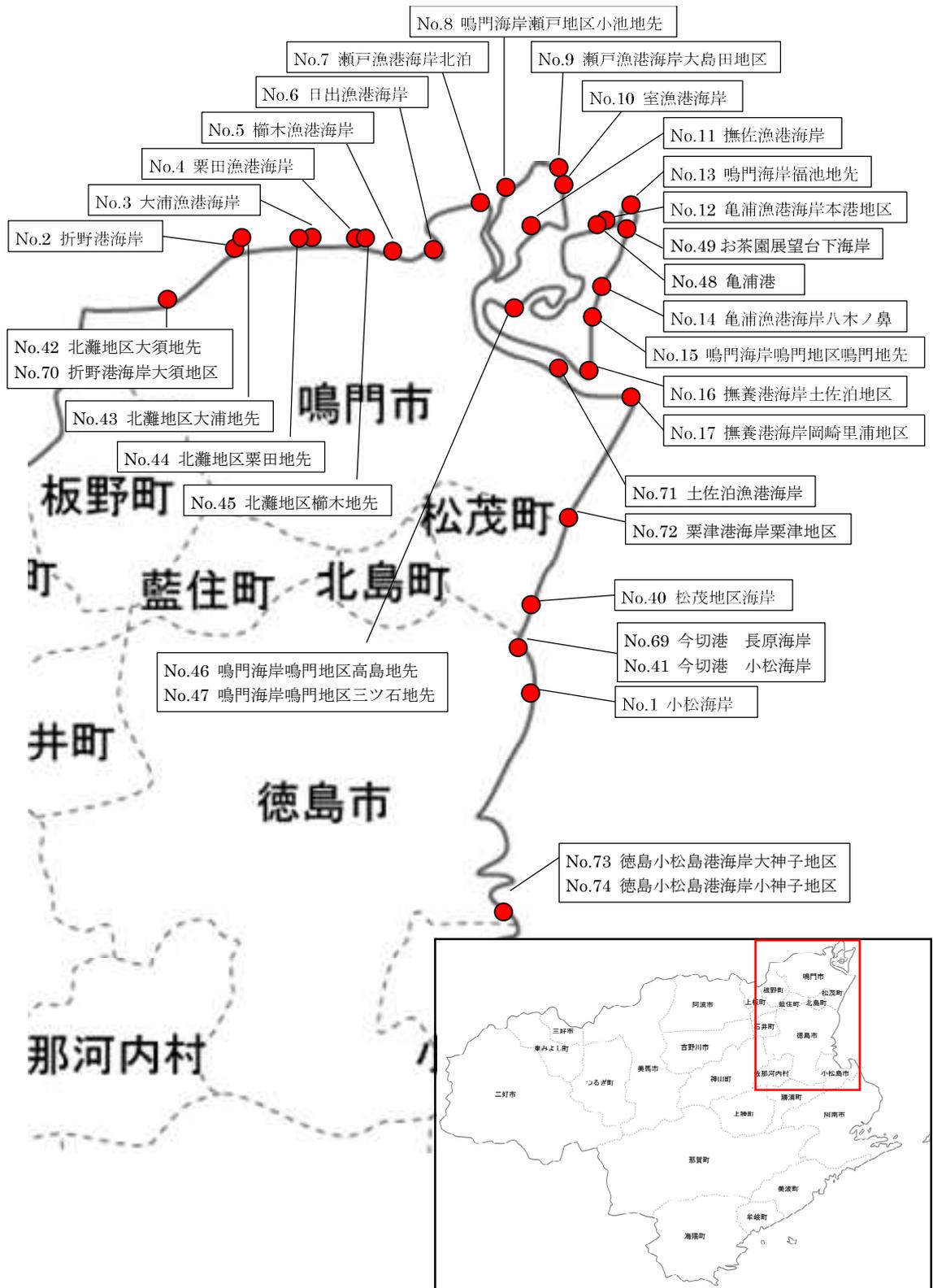


図 5-3-1 重点区域位置図(1)

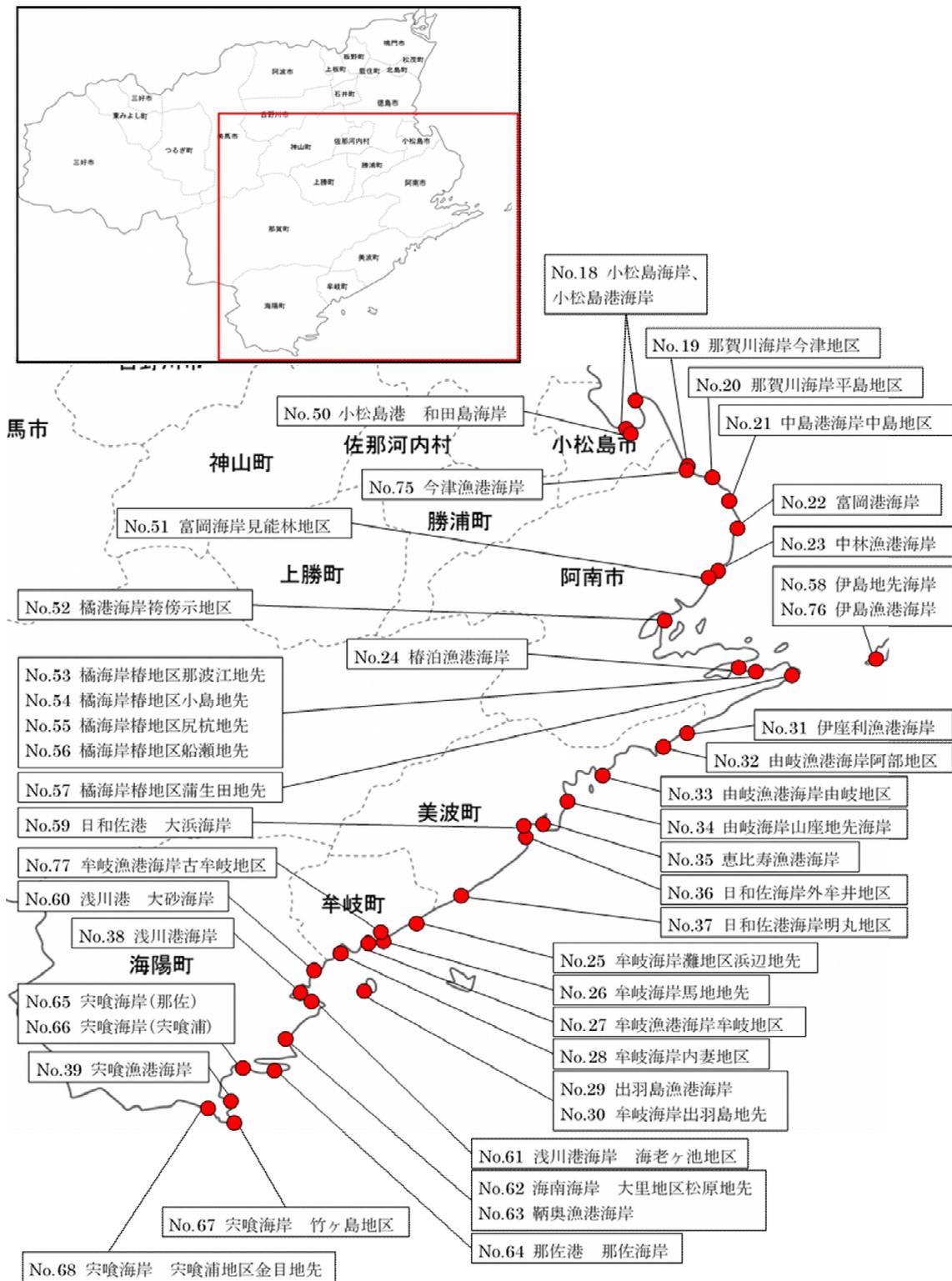


図 5-3-2 重点区域位置図(2)

## 第6 海岸漂着物対策の内容

### 1 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進

#### (1) 海岸漂着物の回収・撤去

海岸漂着物は、季節風や台風の影響を受け、発生する時期に周期性が見られる。それらを放置することにより、海岸漂着物が蓄積し量が増すこととなる。また、波風の影響で海岸上を移動したり、高潮等の影響で、再び海へ戻り漂流物となってしまうことが想定される。

こうしたことから、回収・撤去の実施は、季節風や台風後における海岸漂着物の発生状況を確認し、その量・質や地域における要望、海岸利用における支障の程度等を踏まえ、景観・環境の保全、海岸の利用等に際して著しく支障があると認められ、海岸管理者等が必要と判断した時に実施する。

また、回収・撤去に際しては、事前調査に基づき、必要に応じて、実施計画書を作成する。

#### 【回収・撤去事前調査】

海岸管理者等は、海岸漂着物の処理を実施する際、事前に十分な状況確認を行う。確認すべき事項は次のとおり。

- 漂着の場所、範囲 ○海岸漂着物等の種類、質・量
- 海岸保全施設や河川排水場等への影響の有無
- 景観や環境の保全、海岸の利用、レクリエーションへの支障の程度
- 回収、搬出の難易 ○想定される資機材、人員、経費等

#### 【回収・撤去実施計画書の作成】

回収・撤去の実施に際しては、必要に応じて、県は関係市町及びその他関係者と調整し、事前調査に基づき、回収撤去実施計画書を作成し、安全かつ計画的に事業を実施する。実施計画書に示すべき事項の例は次のとおり。

- 海岸漂着物が認められる海岸の位置する市町名、海岸名、場所、回収・撤去の範囲、位置図、搬入・退出路配置図等
  - 回収・撤去処理フロー ○回収・撤去対象物
  - 関係機関等との調整
- 海岸特性に合わせて、必要に応じて次に示す関係機関等との調整を行う。
- 市町、土地所有者・利用者、廃棄物処理業者、土木建設業者、漁協・漁業従事者、警察署、四国電力、民間団体、住民等
- 実施体制、回収・撤去、処理・資源化の委託先、導入資機材
  - 実施手順、実施工程 ○安全対策 ○施工管理の手法 ○概算事業費

### 【回収・撤去等における留意事項】

海岸漂着物の回収・撤去，処理に際しては，海岸の利用者等に支障が生じないように，実施方法等に関し，関係者で十分調整を行う。

### (2) 漂流ごみ対策

環境省からは、「漂流ごみ等の処理体制の構築等について」（令和元年6月4日）により，県は，管内市町村及び漁業関係団体等と連携し，回収された漂流ごみ等の処理体制の構築，市町村は，市町村処理施設の活用も含めた漂流ごみ等の処理について積極的に検討するよう通知がなされている。

また，水産庁からは、「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年6月4日）により，漁業関係者も漂流ごみ等の回収・処理のあり方の検討及び陸上における受入・処理体制構築等にあたって積極的に協力・貢献すること，漁業の通常の操業時に漁網に混入した漂流ごみ等の漁業者による回収・持ち帰りを奨励するといった通知がなされている。

県内では，令和元年度時点で，徳島市，鳴門市，小松島市が漁業協同組合と協働して，底曳き網にかかった海底堆積物を回収・処理する取組を行っている。

また，処理については，沿岸8市町の内3市町が，漁業者が操業中に回収した漂流ごみ等を受け入れている。

このため，漁業の通常の操業時に漁網に混入した漂流ごみ等については，漁業者による回収・持ち帰りを奨励し，回収した漂流ごみ等については，環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金の活用及び市町の処理施設等を活用した処理など，地域の実情に応じた効率的な処理体制を構築して対策を推進する。

なお，環境省は2020年(令和2年)度から3年程度，全国7地域で漁業者の協力による海底ごみ回収実証事業を実施し，関係者の協力体制の構築，効率的な回収，効果測定，海底ごみの発生源特定の検討を行い，マニュアル策定を行うこととしており，これらのマニュアルに基づいた事業の展開についても，今後，検討していく。

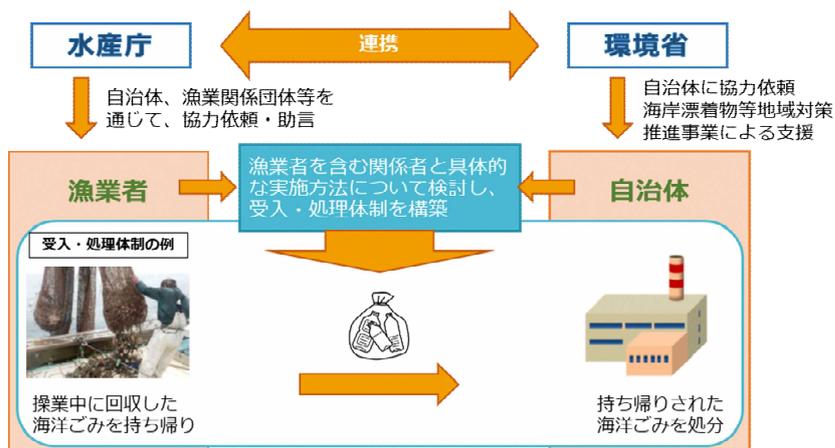


図 6-1-1 漁業者と連携した入網ごみ持ち帰り対策

【他自治体取組事例】

○香川県の海底堆積ごみ回収・処理

漁業者は小型機船底びき網漁業の操業時等に引き揚げられた海底堆積ごみをボランティアで港まで持ち帰り、一時保管後に、一般廃棄物は所管の市町が処分し、市町が処理困難なごみについては県が処理を行う。処理費用について内陸部を含む全市町村と県が負担することが特徴である。



○気仙沼市の海ごみ回収ステーションによる回収事業

入網ごみやボランティアによる海中ごみ・漂着ごみの回収を推進するため、漁港等に海ごみ回収ステーションを設置する。一時保管については漁協が行い、運搬処理を気仙沼市が行う。



### (3) 海岸漂着物等の適正処理等

回収した海岸漂着物等については、廃棄物処理法の規定に基づき適正に処理・資源化を行う。

ペットボトル、プラスチック類、缶類、ビン類に関しては、本県における処理・再生事業者の実情を勘案しながら可能な限り資源化を推進する。

なお、海岸漂着物等については、海水、砂、異物等が混入していることから、その性状を勘案し、経済性、合理性を踏まえ、処理・資源化の対応を検討する。

回収・撤去、処理の実施に当たっては、本計画の考え方を基本とし、国が示す「海岸清掃事業マニュアル」を参考に、計画的・効率的な処理を行う。

また、海岸管理者等ではない土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）は、その占有し又は管理する海岸の土地の清潔を保持するよう努める。

海岸漂着物等の適正処理等に際しては、海岸の特性に応じ、柔軟かつ迅速な対応が必要であり、市町の協力を得て、豊富な経験・技術等を有する民間事業者への協力要請を検討する。

以下、海岸漂着物等の基本的な処理フローを図 6-1-2 に示す。

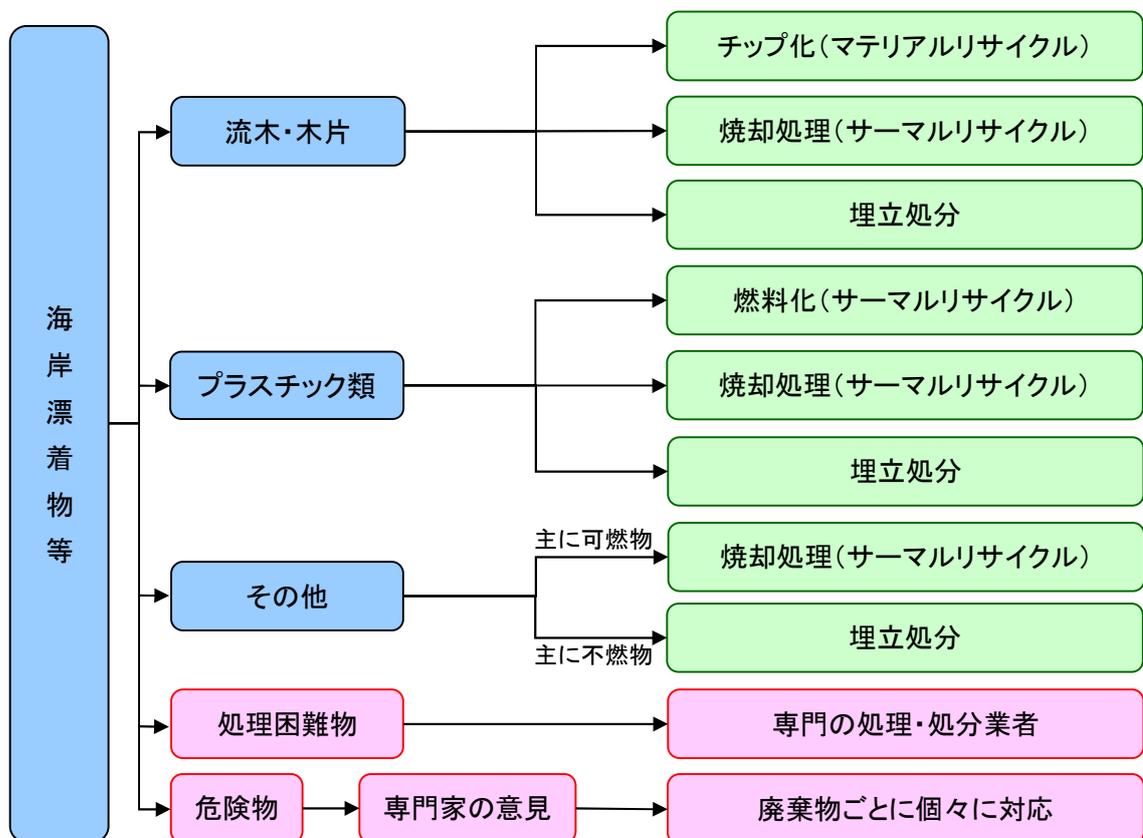


図6-1-2 海岸漂着物等の基本処理フロー

#### (4) 海岸漂着物等の処理の責任等

##### ア 海岸管理者等

海岸管理者等は、海岸漂着物等が海岸に集積することによって清潔保持に支障が生じないように必要な措置を講じる。海岸漂着物等の状況を調査し、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて対策を実施する。海岸漂着物等の回収や処分等を実施する際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、市町及び関係者間で適切な役割分担に努める。

##### イ 市町の役割

市町は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力するとともに、地域住民等が実施する海岸清掃等によって回収した海岸漂着物等の資源化・処理等についても協力する。

また、協力のあり方について、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努める。

なお、海岸漂着物等によって地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

##### ウ 地域外からの海岸漂着物等

県は、当該海岸漂着物等が他府県から流出したものであると認めるときは、当該他府県に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して協力を求める。

また、他府県の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、海岸管理者等の意見を聴いた上で、他府県に協力を求める。

海岸漂着物対策について、本県に対して他府県から協力要請があった場合は、その趣旨を踏まえて、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等のために必要な措置を講ずる。

## 2 海岸漂着物等の発生抑制

海岸漂着物等には、流木など自然由来のものや廃プラスチック類など生活系ごみが多いため、海岸を有する地域のみならず陸域を含めたすべての地域において、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ることが必要である。

### (1) 流域圏を含んだ広域的な海岸漂着物等の発生抑制対策

海岸漂着物等の発生抑制を効果的に進めるためには、内陸から沿岸にわたる地域（流域圏）全体で、関係主体が一体となって海岸漂着物対策を行うこ

とが必要である。

県が設置する、「徳島県海岸漂着物対策推進協議会」\*9や「とくしま環境県民会議」\*10などを通じた情報の共有、普及啓発の充実や、メンバーの積極的かつ主体的な発生抑制対策を促進していくことが重要である。

また、吉野川の良さを全国に情報発信するとともに、吉野川を通じた交流を推進するため企業や住民団体、行政により組織された団体である「吉野川交流推進会議」は、アドプト・プログラム吉野川として企業や住民グループが参加する清掃美化ボランティア活動を上流から下流にわたる総延長95kmにおいて行っている。さらに、流域の将来を担う子どもたちを対象として、吉野川への理解と関心を高めるための交流事業を実施している。これらの広域的なネットワークを有し、活動を展開する民間団体との連携による河川ごみの早期回収や普及啓発イベントなどの連携事業の実施をとおして、流域一体となった環境意識の高揚を図っていく。

さらに、プラスチックごみ対策などについて、調査研究を進める関西広域連合等の枠組みを通じて、効果的な発生抑制対策に関する情報の共有・交換等を行い広域的な発生抑制対策に取り組む。

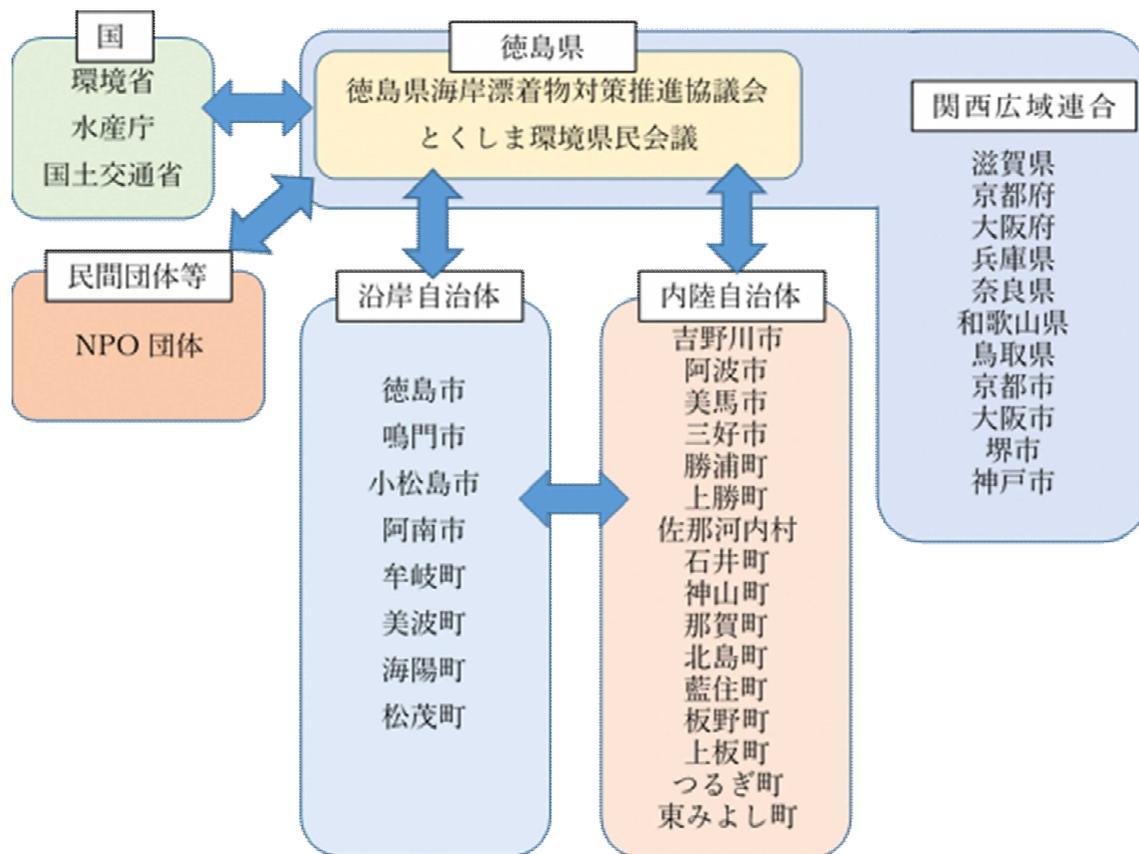


図 6-2-1 県内市町村および国、近隣府県、民間団体との連携

\*9 徳島県海岸漂着物対策推進協議会：徳島県海岸漂着物等対策推進地域計画の策定について協議を行うとともに、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整等を行うために設置。

\*10 とくしま環境県民会議：徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、平成12年1月に設立。

## (2) 3R の推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等に対しては、発生後の対策だけでなく、海岸漂着物等となり得る生活系ごみや事業活動に伴うごみ等の発生抑制が求められる。

海岸漂着物等は、陸域で発生したごみ等が河川を通じて海域に流出し、漂着することから、海岸を有する市町だけでなく、上流に位置する市町村における対策も重要となる。

このため、県は徳島県廃棄物処理計画に基づき、市町村は各々の一般廃棄物処理基本計画に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図り、ごみの発生抑制に努めなければならない。

県では、廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品や、3R に積極的に取り組む事業所を認定する「徳島県リサイクル認定制度」、環境にやさしい様々な活動を行う県内の小売店、事業所、団体、企業などを認定する「エコショップ認定制度」を設けている。また、新たなリサイクル事業を行う事業者を支援する「環境関連産業立地促進補助金制度」や「環境関連産業立地促進資金」がある。これらは海岸漂着物対策にも資するものであり、環境負荷低減に取り組む関係者との連携による発生抑制対策の促進を図る。

## (3) 海洋プラスチックごみ対策

海洋プラスチックごみは、陸域で発生したプラスチックごみの一部が回収されず、雨や風に流され、河川等を経由して海域に流出したものである。

また、漁業、マリンレジャー等において海域で使用されるプラスチック製品が直接海域に流出することでも発生していることから、すべての地域でプラスチックごみの回収・適正処理をこれまで以上に徹底することが重要である。

なお、県では、2020年(令和2年)10月に、「『プラごみゼロ』とくしまスマート宣言」を行い、県民の環境意識向上を図り、ワンウェイプラスチックの削減やプラスチック代替製品の導入などを通じて、プラスチックごみによる海洋環境汚染の防止に率先して取り組むこととしている。

県、海岸管理者等及び市町村は、海洋プラスチックごみに対する普及啓発・広報を通じて海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解を促し、ポイ捨て・不法投棄による海洋流出の防止を進める。

さらに、一旦 海洋に流出したプラスチックごみについても回収に取り組み、流れ出たプラスチックが劣化してマイクロプラスチック化するのを防ぐように努める。

## (4) 発生の状況及び原因に関する実態把握

海岸漂着物等の発生抑制に係る効果的な施策を実施するためには、海岸漂

着物等の発生の状況や原因を把握することが求められる。このため、県及び関係市町（海岸管理者等を含む）は、海岸漂着物等の発生状況や原因を把握する調査を行うよう努める。

実態把握にあたっては、海岸清掃や保全活動を主体的に行っている民間団体や地域住民などとも広く連携して情報収集に努める。

#### **(5) 県民・事業者の意識啓発の推進**

海岸漂着物等は、流木等自然由来のものも含まれるが、陸域で日常生活や事業活動に伴い発生するプラスチック容器類等のごみも多い。また、漁業、水産業等の漁具や発泡スチロール容器などが適正に処分されず海岸に漂着しているものも多い。

発生源における対策を強化するため、県及び市町村は、県民、事業者、海水浴場やレクリエーション活動等による海岸利用者に対し、発生抑制にかかる情報提供、海岸漂着物等の問題に関する理解を促す普及啓発活動などの実施に努め、意識啓発を図る。

なお、発生抑制策の実施にあたっては、実施方法等に関して関係者間（県、市町村等）で十分調整を行う。

#### **(6) ごみ等の投棄の防止**

海岸漂着物等がある海岸では、ごみが不法投棄されている箇所も見受けられる。不法投棄されたごみも海岸漂着物等となり得るため、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄の防止を図ることが重要である。県では、パトロールなどの監視活動、監視カメラの設置、広報誌や広報車を利用した認知活動を行うことにより、不法投棄の防止措置を実施している。

県及び市町村は、引き続き廃棄物処理法等に基づき不法投棄に関する規制措置（監視、調査、啓発、指導等）を適切かつ着実に実施する。

#### **(7) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止**

海岸漂着物等の発生抑制には、市街地を始め、森林、農地、河川、海岸等の土地から水域等へのごみ等の流出又は飛散を防止することが重要である。

県は治山事業を始めとする、山地災害の防止や森林管理の推進とともに、適正な河川管理に努め、県民や事業者は、各々の所有物が水域等へ流出又は飛散することのないよう、所有物や土地を適正に維持・管理することなどにより、海岸漂着物等の発生抑制に努める。県及び市町村は、土地等の適正な維持・管理に関し必要な助言を行う。

### 3 環境学習・教育，消費者教育，普及啓発

発生抑制対策の拡充方策として，流域圏を含む様々な関係機関の活動において，海岸漂着物等の発生抑制対策に関する情報発信や普及啓発活動を行う。

#### (1) 環境学習・教育，消費者教育の推進

県及び市町村は，県民一人ひとりが海岸を守り，そこに広がる自然，景観を大切にすする心を育み，海岸漂着物等の問題についての理解を深め，自主的かつ積極的な行動を行うよう，環境学習・教育等を推進する。

また，海岸漂着物等の原因となる廃棄物の発生抑制のためには，消費行動の見直しが重要であることから，海洋流出しても影響の少ない素材（海洋生分解性プラスチック等）等に関する情報提供などを通じて，ワンウェイプラスチックの使用削減につながる商品選択や廃棄物処理に係る消費者教育に努める。

#### (2) 普及啓発の推進

県及び市町村は，海岸漂着物等に関する施策について，インターネットやパンフレットなどによる広報を通じて，広く県民などに情報提供を行い，普及啓発に努める。

また，清掃ボランティアを募集して行う海岸清掃活動や海ごみに関する環境学習を実施することで県民が海岸漂着物に取り組むことのできる機会を提供する。

なお，県では，地域での活動家を支援し，活動の裾野を広げていくため，環境の保全及び創造に顕著な功績のあった個人，団体や環境保全等に関する活動等を表彰する「とくしま環境県民会議表彰」を行っている。

#### (3) 民間団体等の知見等の活用

県及び市町村は，海岸の環境保全や美化に関する環境学習・教育などの活動を行っている民間団体等と連携を図り，民間団体が有する知見やネットワークを活用し，より効果的な環境学習・教育及び普及啓発を実施するよう努める。

なお，県では，特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センター「エコみらいとくしま」と連携し，小中学校で海洋プラスチックごみを含む地球環境問題等をテーマとした出前授業や，環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動，パンフレット等の啓発資材の作成・配布等を行っている。

## 第7 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項

### 1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力

海岸漂着物対策の推進に当たっては、国，県，市町村，海岸管理者，民間団体等の多様な主体が，海岸漂着物対策に関するそれぞれの取組等を尊重しながら，適切な役割分担のもとに相互協力することが必要不可欠である。

特に，地域に根付いて海岸や河川の清掃活動等を展開し，海岸漂着物対策に重要な役割を果たしている民間団体等の自発性や自主性を尊重し，その活動の充実を図るため，自治体や海岸管理者等は，広報活動，調査研究結果や助成制度の情報提供などにより民間団体等の活動支援に努める。

各主体が相互に情報共有し，連携・協力するため，海岸漂着物対策推進協議会等のネットワークを有効に活用するとともに，隣県も含む，流域圏の関係主体が一体となった取組の推進に努める。

### 2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担は，表 7-2-1 から表 7-2-3 に示すとおりである。

表 7-2-1 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担 (1/3)

| 主 体    | 役割   |  |
|--------|--|--|
| 海岸管理者等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸漂着物等の状況把握</li> <li>○海岸漂着物等の適正処理</li> <li>○関係者との情報共有，連携</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物対策の実施の主体として，海岸漂着物等の処理のため，地域の実情を踏まえて，処理方法，処理費用及び処理体制の検討を行い必要な措置を講ずる。</li> <li>・海岸漂着物等の発生抑制のため，関係者との情報共有，連携を図る。</li> </ul>  |
| 県      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸漂着物対策推進協議会の運営（事務局）</li> <li>○関係団体との情報共有，連携強化</li> <li>○発生抑制対策の推進</li> <li>○情報発信，環境学習，普及啓発の実施</li> <li>○自らが管理する土地・資材等の適正管理</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物対策における関係者の円滑な意思疎通や連絡調整を図るため，海岸漂着物対策推進協議会を設置し，その運営（事務局）を行う。</li> <li>・市町村，国，隣県等との情報を共有し，連携を図る。</li> <li>・地域住民等が行う海岸・河川の清掃活動を促進するとともに，3Rの推進，ポイ捨て・不法投棄の防止等，発生抑制対策を推進する。</li> <li>・海岸漂着物等の発生状況，海岸漂着物対策に関する情報を広く発信し，各主体が果たすべき役割等について普及啓発を図るほか，環境学習・教育等の機会を提供する。</li> </ul> |

表 7-2-2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担 (2/3)

| 主 体    | 役割  |  |
|--------|---|--|
| 沿岸市町   | <p>○海岸漂着物等の適正処理に関する海岸管理者への協力</p> <p>○海岸・河川の清掃活動の促進，発生抑制対策</p> <p>○環境学習・教育の実施</p> <p>○自らが管理する土地・資材の適正管理の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物等の処理に関し，必要に応じて海岸管理者等と連携し，海岸漂着物等の回収，市町村等のごみ処理施設での処分等について協力する。</li> <li>・海岸漂着物等の集積による住民の生活等に支障が生じている場合は，海岸管理者に対し，処理を行うよう要請する。</li> <li>・地域住民等が行う海岸・河川の清掃活動を促進するとともに，3Rの推進，ポイ捨て・不法投棄の防止等の啓発に取り組む。</li> <li>・民間団体等と連携し，住民に対する環境学習の機会の提供や普及啓発に取り組む。</li> </ul>             |
| 内陸市町村  | <p>○河川の清掃活動の促進，発生抑制対策</p> <p>○環境学習・教育等の実施</p> <p>○自らが管理する土地・資材の適正管理の実施</p>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川等を経て海へ流出するごみを抑制するため，地域住民等による河川の清掃活動を促進するとともに，3Rの推進，ポイ捨て・不法投棄の防止等の啓発に取り組む。</li> <li>・民間団体等と連携し，住民に対する環境学習の機会提供や普及啓発に取り組む。</li> </ul>  |
| 国・研究機関 | <p>○外交上の適切な対応及び関係国への対策の要請</p> <p>○地方自治体との情報共有・連携，財政上の措置</p> <p>○専門的な情報の提供</p>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺国から漂着した廃棄物については，漂着状況の把握を行うとともに，関係国に対して原因究明や防止対策の実施を強く要請する。</li> <li>・地方自治体との間で，海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査の結果等について，情報共有や連携に努めるとともに，海岸管理者等が円滑に処理を進められるよう，回収処理費等，必要な財政上の措置を講ずる。</li> <li>・専門的立場から海岸漂着物対策に係る情報提供を行う。</li> </ul>  |
| 県 民    | <p>○持続可能な社会の実現に向けたごみの3R及び適正処理の実践</p> <p>○海岸・河川等の清掃活動への参加</p> <p>○自らが管理する土地・資材の適正管理の実施</p>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活から生じるごみが環境に与える影響等について理解し，3Rを意識した生活を行う。</li> <li>・海岸に限らず，ごみのポイ捨てや不法投棄をしない，マイバッグの持参等により使い捨てプラスチックの使用は控える等の取組を実践する。</li> <li>・生活系ごみの減量化や再使用等の取組によって，日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに，リサイクルのための分別収集に協力する。</li> <li>・海岸等で出たごみは持ち帰る等適切に処理するとともに，海岸・河川清掃への参加等を通じて環境の保全に努める。</li> </ul> |

表 7-2-3 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担 (3/3)

| 主 体                   | 役割  |  |
|-----------------------|---|--|
| 事業者<br>・<br>事業者団<br>体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○プラスチックごみの発生抑制</li> <li>○廃棄物の適正処理</li> <li>○海岸・河川清掃等への参加，協力，支援</li> <li>○事業関係者に対する情報提供等の支援</li> <li>○自らが管理する土地・資材の適正管理の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨てプラスチック製品の削減，循環的な利用，代替製品への置き換え等により，プラスチックごみの発生抑制に努める。</li> <li>・事業活動に伴って生ずる廃棄物の3Rを推進するとともに，適正に処理する。</li> <li>・海岸・河川清掃等への参加や協力，支援を積極的に行い，地域への貢献に努める。</li> <li>・事業者が行うプラスチックの発生抑制等の3Rの取組を推進する情報の提供，事業者間の連携・協力の促進等の支援を行う。</li> </ul> |
| 民間団体<br>等             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸・河川清掃等への参画や普及啓発の促進</li> <li>○環境学習・教育の振興</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活動の担い手・つなぎ手として，県・市町村等と連携して，海岸・河川の清掃活動や普及啓発の取組を促進する。</li> <li>・学校等と連携し，海岸の環境保全等に関する学習や教育の振興に努める。</li> </ul>  |

## 第8 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項

### 1 モニタリングの実施

海岸漂着物処理推進法第22条において「国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生を抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生状況及び原因に関する調査を行うように努めなければならない」と規定されていることから、県及び関係市町（海岸管理者等を含む）は、必要に応じ、重点区域のうち代表的な場所を選定し、海岸漂着物等のモニタリングを行う。

### 2 災害等の緊急時における対応

台風等による大量の海岸漂着物等の発生や危険物が漂着した場合は、本計画に基づく他、徳島県地域防災計画に準じて対応する。

#### (1) 災害時等の対応

災害等により大量に発生した海岸漂着物等の処理に当たっては、国の補助制度、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業や災害等廃棄物処理事業の活用を検討し、条件に適合した手法で事業を実施する。

表 8-2-1 補助事業の概要

|      | 災害関連緊急大規模漂着流木等<br>処理対策事業(国土交通省)  | 災害等廃棄物処理事業<br>(環境省)                |
|------|--|------------------------------------|
| 対象事業 | 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びごみ等の集積・選別・積込・運搬及び焼却等の処分等 | 海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)の収集、運搬及び処分 |
| 事業主体 | 海岸管理者<br>(都道府県、市町村)  | 市町村<br>(一部事務組合等を含む)                |
| 補助率  | 1/2  | 1/2                                |

#### (2) 危険物漂着時の対応

危険物が流出し漂着した場合、排出者の特定が可能な場合には、排出者の責任において処理するものとする。

また、危険物が漂着する恐れがある時は、海岸管理者等及び関係市町は、必要に応じて、関係機関と連携し応急対策に当たる。この場合の関係機関を次に示す。

- 排出の原因者
- 海岸管理者等
- 市町（消防機関を含む）
- 警察機関
- 環境省中国四国地方環境事務所
- 国土交通省四国地方整備局
- 徳島海上保安部

排出者の特定が困難な場合には，国が示す「海岸漂着物危険物対応ガイドライン」に準拠し，専門家等の意見を踏まえながら適正な処理を行う。